

(表紙)

甲	元	元	年
御	觸	帳	
子	九	月	吉
			日

元治元子年

九月より

但当子三月迄文久四年と相唱候へ共、二月晦日改名あつて、三月朔

日より元治元年と相改候間、後年のため記置もの也

(後筆)

「一、翌丑年四月十八日、慶応元年と改元被仰出候事

一、慶応元_丑年四月十七日

日光東照宮様式百五拾御回忌御法事御名代伊井掃部頭様御勤被成候事

一、同五月十六日

御進発、江戸御道筋、西丸大手より馬場先御門右へ、数寄屋橋御門左へ、元数寄屋町右へ尾張町、金杉橋御渡高輪、夫より御休昼、品川東海寺

元治元年二月晦日〜慶応二年八月二十六日

右の通り

一、同閏五月十四日御触

元四文銭

一、真鍮銭 拾式文に相成

元四文銭

一、文久銭 八文に相成

元壹文銭

一、銅小銭 六文

慶応二_寅年

一、寅年四月十八日、宮芝居村右衛門外五拾九人役者共御差留に相成申候、猿若町入被仰付候、其余のものは不残渡世替被仰出候

同断

一、同時に薩摩人形座兩國米沢町へ相立申候、結城座の義は筋違御門外へ相立申候

公方様大坂表にて八月廿日薨御被遊候に付、八月廿六日より御停止市中出申候

元治元年九月二十四日（慶応二年八月二十六日）

八月廿日より大坂表にて一つ橋中納言様事

上様と奉称候事

寅八月廿六日触出し

御上洛被為濟御祝義として、町人共へ被下金の義に付、近々町々月行事・名主差添

御番所へ御呼出し可相成の処、惣躰にては多人数に付、名主一と支配より月行事耆人・名主差添の積、為手操当日罷出候名前書、半紙横帳へ認、一と組限り合冊に致し、明廿八日館御役所へ御差出し可被成候、比段御同所にて被申渡候間、御達申候、尤御急の趣に付、無遅滞御差出し可被成候、以上

半紙横帳雛形

何番組 何町 外何ヶ町

惣代 月行事 誰

何番組 何町 外何ヶ町

惣代 月行事 誰

同組月行事持 何町 外何ヶ町

惣代 月行事 誰

右組合
名主 誰

右御達申候、以上

元治元年子九月廿七日

小 口 世話掛

人造硝石製造に相用候肥の儀、西洋各国にては家・牛の類常食に致候に付、其腸・骨・汚物を溜桶伏置、其上小便・馬尿は専相用候、御国内にては豕・牛等食候族稀に候へ共、勿論魚腸の汚物を以製造

必用の品に付、是迄溜桶伏有之場所相除、其余廢流致候、往還の差添無之場所へ小便溜桶、且魚類商ひ、市中へ魚場の汚物を溜桶伏込義相同候処、溜桶置方魚腸貯置の義は、武家・町方共相対を以取計候様御下知の旨、其筋より御達に付、右溜桶置方、魚腸貯置の義、町々差支の義無之哉、組々并月行事持場所共早々取調、返答書可差出事

子九月廿四日

南北小口 年 番 名 主 受 印

右の通館市右衛門殿御談に付、御組合御支配限り差支の有無、月行事持場所是最寄御同役より御取調、半紙堅帳に御認め、御調印にて御組合限り合冊に御仕立、来月朔日迄に無相違田上定五郎方へ可被遣候、此段御達申候、以上

子九月廿五日

神 田 年 番

市中にて濁酒致手造候者追々相増、右は石数の目当も無之、隠造同様の筋にて、江戸入津の米穀を余事に費し候ては、潤沢筋にも抱り候義に付、市中にて都て酒を醸し候義は難相成候間、右渡世為相止候様、其方共より組々不洩様早々可申通

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

右の通北於

御白州に被 仰渡候間、御組合限り右渡世のものへ早々御申渡、受
印取置可被成候、此段御達申候、以上

九月廿六日

小口 世話掛

右の通達来候間御達申候、御支配限り右渡世のものへ御申渡し、受
印取置、行届候段御文通にて次右衛門方へ可被成候、以上

子九月廿八日

組合 世話掛

去る廿日夜

紛失の品覚

一、具 足 沓 領

兜鉄鑄筋鉄

但鍛五枚鍍花色

前立金減金輪抜

面頬鉄鑄

胴黒塗補頰胴

但花色緞

袖黒塗

但同断

小手黒塗家地花色

金入臈当黒塗筋鉄

家地塗革

元治元年九月二十六日〜十月七日

佩楯裏紺麻

鉄鎖り着込小手附

但家地空色木綿

雲斎紺火事羽織

但紋三つ処六つ豫(マ)

右紛物失南

御番所 御掛り

右紛失物町々取調、来る七日迄無相違返答可申出候、以上

子十月四日

名主所

九月十七日以来

紛失の品

覚

一、拵付刀 沓 腰

但身長式尺三寸五分余

銘関兼則、裏に慶長十五年二月日

但焼刃五つ目丁子(マ)

縁頭鉄安房象眼

目貫赤銅、船のかい四分一すりへがし千鳥

鑑鉄肥後桜象眼

但金小へり

鐔鉄角木爪金色絵(瓜カ)

雁かね象眼

鮫白一の切

柄糸黒内記打

靱朱石地

切羽金減金

鉦赤銅着せ刃旨金減金

下緒白鉄小納戸打交

右紺純子桜の形にて、裏花色絹袋入、萌黄打紐付、木綿白大鳥

風呂敷に包

右の品致紛失候間、先達て定置候組合は勿論、裏々迄入念遂吟味、

若似寄の品於有之には、右品売主又は質置主証人へ無沙汰に致し、

早々 播磨守様御番所へ御訴可申上候、尤有無返答書当番名主方へ

取集め、来十六日迄樽役所へ可差出候

子十月七日

町年寄 役 所

申 渡

御上洛被為

濟候御祝義として、市中町人共へ被下錢の義に付、被仰渡候義有之

候間、町中月行事・名主兼て差出置候名前もの共、明後十一日五

半時、刻限無遅滞北御番所へ可罷出候

右の通被 仰渡候間、組々不洩様早々可申通旨被仰渡奉畏候、以上

子十月九日

小口世話掛 新葦屋町

名 主 定次郎

右の通館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、惣代月行事御

召連、御組合御一同明後十一日無遅滞御自身御出勤被成候様、御取

計可被成候、以上

子十月九日

小 口 世話掛

申 渡

下谷御数寄屋町 周助店

勘次郎娘 ふ き

其方義、拾四才の節より按摩取藻との一弟子に相成、同人方に罷在

揉療治習覚、其後父勘次郎方へ被引取候処、同人眼病相煩候間、母

すみ俱々厚看病致し、療治先等承合、彼是心を配、薬用為致、好候

品は調遣し、其後母すみ義は、眼病相煩候に付、弁財天へ日参致、

両親眼病祈願致し、早朝より起、食事拵等致し、風雨深夜をも不厭

療治先出情致候故、自然療治相頼候ものも不便に存、食物等貰受候

節は持帰り、母へ為給、其身は匱服を着し、盲目ながら洗濯物等致

し、厚く孝心を尽し候段寄特の義に付、為褒美鳥目拾貫文とらせ遣

す

子十月

右の通於北

御番所被仰渡候間、早々自身番屋へ張出し置候様可致候

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、如例御組合限り

早々御通達可被成候、以上

子十月初日

神田年番

竈数六千七百八拾三軒

同貳万五千八百三拾貳貫〇三文

貳番組

竈数八千貳百貳拾三軒

同四万七千四百廿九貫三百五拾貳文

三番組

同 壹万五千九軒八軒拾之

同壹万貳千三百貳拾六貫九百八十文

四番組

同 三千九百廿四軒

同壹万三千三百三拾壹貫百四拾七文

五番組

同 三千六百七軒

錢壹万六千五百拾四貫五百拾貳文

六番組

竈数五千五拾七軒

同貳万三千百七拾壹貫貳百九文

七番組

同 七千三百七拾六軒

同壹万六千七百五拾三貫貳百五拾九文

八番組

同 五千三百三拾三軒

同貳万四千八百三拾九貫三百拾文

九番組

同 七千九百七軒

同壹万九百四拾壹貫六百拾文

拾番組

同 三千四百八拾三軒

同壹万七千六百五拾壹貫七百拾壹文

拾壹番組

同 五千六百拾九軒

同壹万八千七拾貳貫六百六拾壹文

拾貳番組

明十四日五つ時、御揃供にて増上寺へ被為

成候間、町中火の用心の義、家持は不及申、借屋・店貸裏々迄入念可申付候、尤海道の掃除仕、表の間数に応し、手桶に水を入出し置、名主見廻り、月行事は前後の木戸に附居、喧嘩口論物喚敷事無之様、急度可申付候、少も油断有間敷候

右の通、町中不殘可相触候

子十月十三日

町年寄 役所

文久三亥年二月

御上洛相濟候に付、市中町人共へ被下金六万三千兩の内、兩に六貫七百拾六文、百錢三拾三万五千八百三拾三貫三百三拾貳文、壹万三千兩、銅四文錢、兩に六貫五百三拾貳文、八万四千九百三拾三貫三拾貳文

ノ錢四拾貳万七百六拾六貫六百六拾四文

竈数 拾三万三千九百四拾壹軒に割

壹軒に付

錢三貫百三拾九文七分七厘余

錢貳万千三百八貫三百三拾八文

壹番組

元治元年十月朔日、十月十三日

同 五千七百五拾三軒

同 三万式千四拾五貫七百五拾式文

拾三番組

同 六百九拾五軒

同 壹万式百〇壹軒

同 式万七百六拾八貫〇拾三文

拾四番組

北

池田播磨守様御白洲にて被 仰渡

同 六千六百拾三軒

同 三万八千七百三拾七貫〇〇九文

拾五番組

惣町

名主

同 壹万式千三百三拾壹軒

同 壹万式千式百六拾四貫百五拾式文

拾六番組

月行事

同 三千九百四軒

同 三万三千四百五拾六貫式百五拾八文

拾七番組

去春

御上洛被為濟候御祝義として、町人共へ金六万三千両被下候間、一同難有可奉存候

右の通被 仰渡難有奉頂戴、仍如件

元治元年十月十一日

品川町 外四ヶ町 惣代

同 肆千四百九十九軒

同 式万三百三拾貫九百四拾壹文

拾九番組

月行事 孫兵衛

名主 庄左衛門

同 七千〇四拾式軒

同 八千四百九貫六百拾五文

式拾番組

去春

御上洛被為濟候御祝義として町人共へ金六万三千両被下候

同 式千六百七拾七軒

同 七千式百四拾七貫式百八拾式文

廿壹番組

右市中惣竈数に割合

同 式千三百七軒

同 三千拾八貫九百拾六文

番外品川

一と竈に付

錢三貫百三拾九文

同 九百六拾壹軒

同 式千百八拾三貫式百九拾式文

番外吉原

右御割渡難有頂戴仕候

何町

此者義何町誰店當時住居仕居候

家持 誰
家主 誰
右誰地借誰
同店 誰

殿

被下錢、來十六日左の通り三ヶ所にて御渡相成候間、元柳橋河岸へ相廻し番人附置候

浅草御藏 壹・貳・三・四 浅草御藏前へ出役

橋場鑄錢場 五・六・七 橋場町自身番屋へ右同断

深川海辺 十六
新田錢座 十七
十八 高橋際海辺大工町自身番屋へ同断

右被下錢組々引取方の義、來十七日朝五つ時、船・車の内御都合次第御用意、米沢町三丁目自身番屋へ向け、御組合御世話懸り御両三人つ、御出役可被成候、御休足所の義は同所にて御案内可仕候

但両替屋御召連の方可然、十六日雨天に候は、日送りの事

右の通御達申候

子十月十二日

小口 世話懸

金六万三千兩

此錢四拾貳万七百六拾六貫六百六拾四文

元治元年十月十二日〜十一月朔日

内

金五万兩分 百文錢

此錢三拾三万五千八百三拾三貫三百三拾貳文

是は浅草御藏渡り

金壹万兩分 銅四文錢

此錢六万五千三百三拾三貫三百三拾貳文

是は深川海辺新田鑄錢座渡り

金三千兩分 同

此錢壹万九千六百貫文

是は橋場村金座鑄錢座

子九月廿七日以来

紛失の品覚

一、田付流鉄炮 壹挺

玉目三匁五分

但丸の内三つ葉柏、紋所壹つ銀象眼

右北

御番所様御懸り、右紛失物御達に付、壹丁限り入念遂吟味、若似寄

の品有之候節は、早速御訴可申上候、以上

來る四日 返答

十一月朔日

名主所

元治元年十月十九日〜十月二十九日

前々も相触候通、風烈の節は火の用心の義、家持は不及申、借屋・店借裏々迄、月行事自身見廻り急度可申付候、并先達て申付置候通り、水溜桶に水を入し置、風烈の節は往来へ水を打、こみ不立候様可仕候、水溜桶の義は、出火の節の為に候間、所々に差出、無懈怠冬・春の内別て入念可相触候

但瓦葺にて無之場所は、猶以右の趣可相守候事

右の通從町御奉行所被 仰渡候間、町中不殘可相触候

子十月廿七日

町年寄 役 所

兼々浮浪の者、市中へ潜伏致候義無之様御沙汰も有之候へ共、尚亦此度在方より紛入候ものも有之、此上無油断町方同居店々のものも御申聞、紛敷もの有之候は、急蜜(マツ)に御申聞有之候様、此段尚亦御沙汰に付御達申候間、厚御心得行届候様御通達可有之候、以上

十月廿九日

北 三廻り

町々 世話懸 名主中

追て旅人宿・百姓宿等へも兼々達置候へ共、尚亦御通達有之候様存候、以上

右御書付、北三御廻り方御渡被成、兼速組(急力)々々申通、厚申合心付候様御沙汰に付、御組合限り早々行届候様御取計可被成候、且御組合限り旅人宿・百姓宿とも、是亦急速御申付可被成候、以上

子十月十九日

小 口 世話懸

以書付御答申上候

町方へ武家劔術道場出し候に付、町規取計方御尋に御座候一、文化元子年九月

近頃町家の内店借致し、又は町家統稽古場に補理、武家の外、町人共を弟子に致し、武芸を教候輩有之由、町人とも身分に不顧不埒に候条、右躰のもの有之候は、慎候義申渡、指南致候族有之候は、此度申渡候趣を以相断、町人共へ武芸の義、堅く相止候様可致旨、從町

御奉行所被仰渡候趣、樽役所にて肝煎年番名主へ申渡

一、天保十四卯年六月、北

御番所にて市中取締名主共被仰渡候、武術師範のもの、町人共教授致候義、一切無用可為旨被 仰渡候間、町人共稽古致間敷旨急度申付、御当地浪人共の内、武術教授致候ものへも申渡候様可致旨、被仰渡候

右の通被仰渡有之候間、町人別・浪人等にて武芸師範いたし、稽古場補理、武家の外町人弟子取いたし、又町人共武芸稽古の義は、差留候心得に御座候

一、安永八亥年八月御触、町々地借・店借のもの札方の義、縦令武家の家来に候共、町並不相応の家作致候は御訴申上候、心得の処、町並同様の家作致し、武家方家来等にて稽古場補理候類、別段御訴可仕、尤武家家来等町方道場補理候義に付、御触被仰渡等相見へ不申候、私共心得方御尋に付申上候、以上

子十月

小口 世話懸 名主共

右館市右衛門殿御尋に付、前書の通御答書差出候間、為御心得と御達し申候、以上

子十月

小口 世話番

子十月廿八日以来

紛失の品覚

子十一月六日御触

一、拵付刀 老腰

但身長式尺三寸 直焼 無銘

目貫銀鉾金十銀

鮫白

縁頭鉄肥後作小桜銀象眼

柄紺緋菱卷

鍔撫角縁金小桜かた

金松日出銀雪水模様

切羽小判減金

鉦殿石減金

鞘朱石地塗

鴉目金減金

下け緒茶繫打

鐘金摺へかし龍の彫

元治元年十月、十一月二十二日

メ

右は南

御番所様御調

来十三日 返答

子十一月六日

町年寄 役 所

申渡

石見守殿御不快御引込に付、今日より播磨守殿介御月番御心得被成候事

右の趣組合限り不洩様、早々可申継候

子十一月十八日

南北小口 年 番

右喜多村彦之丞殿にて被申渡候旨、唯今申来候間、此段御達申候、以上

十一月十九日

組合 年 番

右相達申候、以上

十一月廿日

名主所

覚

今廿日松平石見守殿、御本家御相統被仰付候間、町奉行御免被成候間、此旨為相知候

右の趣町中不残早々可相触候

子十一月廿日

町年寄 役 所

元治元年十一月三日〜十一月二十三日

右御達申、以上(候脱力)

子十一月廿二日

名主所

今廿二日有馬出雲守殿町御奉行被仰付候、此旨町中不殘早々可相触候

子十一月廿二日

町年寄 役所

屋敷内を町人等へ貸遣候義、前々より御製禁(マ)に候処、今以拝領屋敷并組屋敷地面の内は勿論、長屋等を職人・町人等へ貸置、又は地守并荷持等の名目にて、商人・職人等差置候族も有之哉に相聞、以の外不埒の事に候、右躰の者有之候は、早々為引払、家作も取払可申候、諸事御改革の折柄、触面の趣等閑に相心得候もの有之候は、速に厳格の御沙汰可被及候、尤此節より来月中迄に不殘可相改候間、可存其趣(マ)は、頭支配有之面々は、能々遂穿鑿嚴重に可被取計候

右の通り天保十三寅年相触置候間、弥右の趣堅相守、心得違無之様可致候、若右の族有之は、急度御沙汰可有之候
右の趣向々へ可被相触候
十一月

十一月廿三日

町年寄 役所

右の通御書付出候間、町中不洩様入念可相触候

一、浮浪の徒潜伏致候探方に付、御沙汰被相心得候義候へ共、此上

一と際組々厚相心得候様存候

一、今般相州鎌倉にて、英国式人切害致し、逃去候侍式人有之、追々取調候処、江戸内へ立入候趣に付、及所業探索方格別嚴重に被仰渡候旨、厚相心得、聊にても承込候義有之候は、密々被申出候様致度候、則人相書御渡候事

子十一月三日

南北 三廻り

当十月廿二日鎌倉鶴ヶ岡におゐて及殺害候もの

人相書 侍躰 壹人

一、歳 式拾四、五位

一、丈 高き方

一、中肉

一、顔長く

一、色白き方

一、鼻筋通り

一、眼するどく

一、上方言葉

一、刀鞘赤く

衣類

一、鉄色割羽織

一、木綿紺縞袴着し

一、裁付袴を着し

一、浅黄手拭を冠

一、素足にて竹の皮草履はき居候

同断 壹人

一、年廿壹、貳位

一、中文

一、中肉の方

一、色赤く

一、鼻筋通り

一、江戸言葉にて、やさしき方

一、浅黄手拭を冠

衣類

一、木綿鉄色割羽織

一、黒木綿綿入

一、裁付袴着し、素足にて草履履居候

一、浮浪の徒潜伏探方の義に付、此上厚心付方、別紙御渡御沙汰に

御座候に付ては、地借・店借一統は別段篤と申含置、怪敷もの立

廻り候は、速に申出候様致候積

人相書の者、先月廿二日以来立廻り候もの、否当月廿日有無有無返

答書にて御双方可申上筈

町々家主・書役の内、用弁の者見立、及見聞候義、内蜜申出候様含

置候積

右の通り申合の事

十一月三日

武家家来町宅致候もの方、平常罷在候ものの外、先月廿二日以来、

同居人又は止宿のもの方、度々出入致候もの

但武術・儒道のもの別段入念候様

一、人宿

一、辻番請負人

一、奉公人口入宿の類

一、旅人宿

一、百姓宿

一、乞胸

一、願人住居の場所

一、手習師匠

一、医師

一、都て舟宿

一、奥川舟積宿

一、手間宿

一、髪結床

一、神道町道場

一、温鈍杜氏宿(温カ)

右の外見付廉前同様申談候様、右御内達申候、御支配限り最寄武

元治元年十一月三日〜十一月五日

元治元年十一月五日～十一月二十五日

家・寺院共御調所にても不審のもの有之候は、早々御申立可被成候、御届け相成候分は、最寄拙者共の内へ申聞有之候様致度候、此段御達申候、以上

子十一月五日

組合 世話掛

当十一月六日以来

紛失の品覚

一、拵付刀

身直焼 無銘 式尺三寸五分

但本阿弥喜三次様豊後高田物と申候

縁頭赤銅龍雲色絵高彫

柄茶系

鮫一の切白

鞘塗牡丹しほ箔たん紋がら

鍔金減金

切羽同断

目貫赤銅菊の枝右筆色絵

鍔天法形木爪(瓜力)

栗形黒塗角

鎗同断

下緒白浅黄打分

×

右の品致紛失候間、先達て定置候組合は勿論、裏々迄入念遂吟味、

若似寄の品於有之には、右品売主又は質置主証人へ無沙汰に致し、

密々石見守様御番所へ御訴可申上候、尤有無の返答来廿八日迄に無

相違取調可申出候

子十一月廿五日

名主所

当十一月九日以来

紛失の品覚

中島流

一、鉄 炮 式 挺

但玉目五分

×

右の品致紛失候間、先達て定置候組合は勿論、裏々迄入念遂吟味、

若似寄品於有之には、右品売主又は質置主・証人へ無沙汰致し、密

々播磨守様御番所へ御訴可申上候、尤有無返答書当番名主方へ取

集、来る晦日迄喜多村役所へ可差出候

十一月廿二日

町年寄 役所

十一月十日以来

紛失の品覚

一、拵付刀

壹 本

但身式尺三寸式分余

焼刃乱焼

一、銘 表嘉永仲季次郎太郎

直勝有之書判彫

裏莊司美濃介大慶

藤原貞胤有之

一、縁頭赤銅磨地色絵菊水金小縁付

一、目貫金牡丹獅々巻正

一、鮫白鮫

一、鞘栗色塗亀甲形研出し

但鯉口栗形四分一たき通胴輪団扇形に龍虎牡丹の彫、鍔銀石

目筒鍔

一、柄鉄錆色革巻

一、鍔金着せ霰七々子

一、切羽二重 上金着小刻
下赤銅表菊刻

一、鍔鉄丸形、角すきささきの内竹に雀の彫

一、下け緒鼠紫交打

黒革へ金にて丸に三本棍の紋五つ所へ引、はた入

一、同脇差 巻本

一、身巻尺五寸三分余

小鷹丸造目貫穴式つ有之

一、無銘にて行年七十有三と計有之

一、縁四分一色絵入枇杷の高彫

一、頭鉄地金摺へかし竹に虎

元治元年十一月二十二日

一、柄黒式分糸巻

一、巻下地鉄板巻金にて

表 諏方大明神

裏 八幡大菩薩と有之

一、鉄鍔木瓜形網代彫、左右に笠透有之

一、鞘黒削毛目塗菊水の形

一、切羽鍔共金減金

一、下け緒茶糸堅打

一、同角拵合口脇差 巻本

身七寸五分余 無銘平造

一、柄鉄錆色革片手巻

一、目貫 表 茶道具
裏 鉄にて朽木形に松風と象眼文字有之

一、柄下白二の切鮫

一、鞘 鯉口式分程蠟色刻

糸栗色石地塗丸鍔

一、下け緒白紫交打

一、小柄 四分一鈎籠に仁田四郎武者、岩に小笹の彫

但小刀付

右の品致紛失候間、先達て定置候組合は勿論、裏々迄入念遂吟味、若似寄の品於有之は、右主亮主・証人・質置主へ無沙汰に致し、密々南御番所へ御訴可申上候、尤有無返答書当番名主方へ取集め、来

元治元年十一月二十二日～十二月十日

る晦日迄に喜多村役所へ可差出候

十一月廿二日

町年寄 役 所

市中湯屋共義、薪并諸色高直に付、湯屋老人に付拾六文に引上候に付、北

御番所様より御沙汰有之、其段湯屋共へ申聞候処、一同恐入、今日より元直段に引下け可申旨申立、御慈悲相願候旨申之候間、其段拙者共より申立候処、此度の義は御聞濟相成、以来心付可申旨被渡候間、此段御達申候、御組合限り御心付可被成候、以上

十一月廿三日

小 口 世話掛

右御達申候、御支配限り精々御心付可被成候、以上

十一月廿五日

小 口 世話掛

来月朔日より三日迄、於増上寺御法事有之候間、町中火の用心の義、昼夜共弥入念、家持は不及申、借屋・店借裏々迄、名主・月行事切々見廻り、急度可申付候、勿論御法事中、表の間数に應し手桶に水を入出し置、喧嘩口論万事物噪敷事無之様可致旨、此旨町中不残可相触候

右の通被 仰渡候間、町中不残入念急度可申付候、少も油断有間敷候

十一月廿八日

町年寄 役 所

有馬出雲守様今日より公事訴訟御聞被成候間、松平石見守殿掛りも其可罷出もの也

十二月四日

名主所

去月廿二日夜

紛失の品覚

一、華色山舞縮面裏模様女小袖

松葉松ほくりの縫模様

縫紋茶色に三所松葉菱四つ寄せ

一、蒲萄鼠浮織八懸模様女小袖 壺

蕙龜の模様

紋五ヶ所、丸の内松葉菱

右品々致紛失候、格別入念密々御取調、似寄の品有之候間、早々名

主方へ可申出旨、返答来に十一日迄に無相違御申聞可被下候

比御番所様御懸

十二月五日

町年寄 役 所

右返答 十日迄に名主方可申出旨

十二月八日

名 主

一、二九御普請御急に付、差向御当地市中木挽職人は□百人、明日二日より来丑の正月下旬迄、一つ橋御門外御普小屋場日々罷出候様可致、此旨町中不洩様可相触候

十二月十日

町年寄 役所

右の通御達申候、以上

鞘黒革しば塗赤銅

十二月十一日

名主

石目太刀造り

去月晦日紛失の品覚

一、脇差 壹腰

但身銘長寛無之

縁頭鉄草臥人物

目貫四分一〇

鍔鉄唐花透し

切羽金減金小刻

鉤銀着せ

鞘黒荒布しほ

鮫白 柄糸茶

下け緒茶色

一、脇差 壹腰

但身銘長にて無之

縁頭赤銅石目太刀造り

目貫人物

鍔木爪梅の木彫

羽切赤銅二重菊

鉤赤銅

一、脇差 壹腰

但身 銘・長寛無之

縁頭赤銅桜に鳥の色絵

目貫銀菊水

鍔鉄菊の透し

切羽金着せ小刻

鉤銀着せ

鞘黒塗磯草

鮫白 柄糸黒

下緒黒糸

一、鼠小紋返し蔦縮緬女小袖

但紋所角切かくにしの字

裾蒲萄鼠縮緬 胴裏紅絹

一、黒浮織女小袖

但紋所右同断

裾華色縮緬 胴裏紅絹

一、鼠返し沢瀉小紋縮緬女袴

但紋所右同断

元治元年十二月十日〜十二月十一日

元治元年十二月十日、十二月十八日

裾友切れ、胴裏紅絹

一、鼠返しカ葛小紋袖女小袖

但紋所三つ柏

裏花色絹、黒襦子半襟

一、鼠万筋縮緬女小袖

但紋所糸巻

裾鉄御納戸縮緬

胴裏紅絹

一、濃鼠木綿縮女単物

但紋所三つ柏

一、薄鼠木綿縮女単物

但紋所右同断

一、麻五布風呂敷

但宝ほり印附

右は北

御番所様御懸

右の品致紛失候間、質屋・古着屋仲間一同入念御取調、似寄の品有之候は、品々名主方へ可申出旨、尤返答来十八日迄に無相違御申聞可被成候

十二月十日

町年寄 役 所

右の通り返答書前日、御申聞可被成候、以上

十二月十五日

名主所

去月廿九日夜五半時頃

紛失の品覚

拵付脇差

沓 腰

但身長沓尺三寸程

銘関兼則

頭赤銅金五三の桐紋沓つ附

縁赤銅金にて波有之

目貫赤銅猪金牡丹

鯨(鮫)白切羽金着せ

鉦銀着せ 柄糸鼠色

鏝軍配形野さらし

但四分之一にて覆輪有之

栗形鷄目銀

鞆呂空の色

下緒白紺交せ打

小柄四分一赤銅にて五三桐一つ

右品紛失致候間、先達て定置候通入念御取調、若似寄の品有之候は、密々北御(番カ)所へ御訴可申上候、尤有無返答来る廿四日迄可申出

十二月十二日

町年寄 役 所

右の通相達申候

十二月十八日

名主所

十二月晦日

高しま 用場

覚

一、今日有馬出雲守殿御役替被仰付に付、為相知候

覚

今日根岸肥前守殿町 御奉行被仰付候、此旨町中可相触候

来正月 播磨守殿引続御月番御心得被成候事

子十二月廿一日

町年寄 役所

右の通為心得相達^{ママ} 申候事

右御達申候、以上

正月三日^{ママ}

高嶋 用場

子十二月廿一日

名主所

去る廿二日夜九半時頃

去る十九日以来

紛失の品覚

紛失の品覚

一、脇差

老 腰

一、合口短刀 老 腰

但無銘、身長老尺八寸計

但長さ八寸程、印籠合口

拵付革柄

一、中身六寸程在銘に候へ共、銘不覚に御座候

塗鮫

縁頭角蠟色

目貫赤銅月狼

巻物松葉色寄り糸

縁頭鉄に素銅赤銅、銀にて人物の色絵

目貫鉄色塗桶刺し蝶

鍔鉄

鞘銀粉色塗鑓猪の目透し有之

鞘紹立三蓋菱にさ、蔓丁子の紋散し有之

但さけかね金メツキ海藻

唐銅御召鐘^{ママ}

下け緒紫組糸

但鬱金木綿袋に入候俣

メ

一、同断

老 腰

右御触書例^{ママ}にの通吟味仕、若似寄の品有之候は、早速北 御番所

様へ御訴可申上候事

但銘不相分、身老尺程

拵付出し鮫

元治元年十二月二十一日〜元治二年正月三日

元治元年十二月二十八日、正月六日

縁頭黒水牛

目貫銀并赤銅にて月に兔

鞆紺色

一、同断

但銘不相分、身長老尺式寸程

鮫白

柄糸茶色絵

鍔鉄色画丸鍔

目貫不相分

鞆黒井地塗

一、同断

但銘一竿子鬼綱

裏銘時月作之有之

身長老尺式寸計

鍔金焼付

鞆紺色其余拵無之

一、鍔

但透し唐草龍鎖赤鍔

一、獅子金目貫

但金着せ

一、奉書袖小紋女袷

但紋所飛向ひ鶴

一、紺木綿風呂敷

但五布にて端白木綿、墨にて西田と認め縫付有之

右は北

御番所様御懸

正月三日 御達

右御触紛失格別入念御取調、似寄の品有之候は、早々着の方へ

可申出候間、返答来る八日迄無相違御申聞可被下候、以上

十二月廿八日

町年寄 役 所

右の通御達申候

正月三日

名 主

申 渡

外桜田・馬場先・和田倉、右三ヶ所御門通行の義、右御門内に罷在候屋敷々々へ出入の切手、御門々へ相渡置候間、諸家へ用向有之誰屋敷へ被過度被断候へは承札、渡置候入切手渡相通り、切手は其屋敷へ納切、出の節は其屋敷々々より出切手申受、御門へ差出し可致通行、右屋敷へ入候ものは、諸家より使のもの、出入町人・職人・下掃除并寺社等迄も同様取扱候筈に候、且御城内へ致通行候もの、頭名前并支配其外改名・性名・陪臣主人并当人性名為相届、承札疑敷筋も無之候は、相通し候筈に候

但諸家より西丸 御殿への使者并手紙使等差出候節は、主人性名・自分名前の手

札差出し罷通り、出の節は口上にて駈と断り候様可被致候、尤

来正月十一日より書面の通可被相心得候

右の通被仰渡候間、名主支配限り不洩様急速月行事持場所共可申達候

丑正月六日

小口 世話掛

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

正月八日

組合 世話掛

口達覚

浮浪のもの潜伏の義に付ては、兼々被仰渡有之、夫々御召捕に相成候へ共、猶又今般御沙汰有之候間、町々宿屋渡世は不及申、都て地借・店借裏々迄得と被申聞、万一等閑にて不申出もの有之候は、厳重被仰付哉も難計、此段家主等へ申聞、受印取置候様御取計可被成候、以上

丑正月

南北 隠密廻り

定廻り

臨時廻り

南北町々 組合 名主中

追て請書取置行届候様、各方より返答、双方隠密方へ来十六日迄に御申聞の事

右御書付御渡被成候間、各様御組合限早々行届候様、御通達可被成候、此段御達申候、以上

元治二年正月六日～正月二十九日

正月五日

神田年番

右御達申候、前書の通り請印取置被成、行届候段御調印にて、返答書来る十五日迄に無間違、一郎方へ御差出し可被成候、以上

丑正月八日

組合年番

明晦日五時、御供揃にて上野へ被為 成候間、町中火の用心の義、家持は不及申、借屋・店借裏々迄念入可申付候、并海道の掃除仕、表の間敷に応し、手桶に水を入し置、名主見廻り、月行事は前後の木戸に付居、喧嘩口論万事物噪敷事無之様急度可申付候、少も油断有間敷候

右の通、町中不残入念可相触候

丑正月廿九日

町年寄 役所

申渡

小口年番 名主共

御関所女通行方の義は、去る亥年三月已来簡易の御所置に被成置候处、前々の通相心得改候様被仰出候に付、其段相心得、女手形の義、町役人共より月番町年寄へ申出

御留守居衆御手判願受、通行可致候

一、中川御月番所の義、是亦右亥年已前の通り相心得可申候
右の通り組々早々申継可被取計候
右の通被仰渡奉畏候、以上

元治二年正月二十九日～二月七日

丑正月廿九日

小口年番 本町四丁目

名主 文左衛門

外三人

右の通館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々御通達可被成候、以上

正月廿九日

神田 年番

申渡

播摩守殿御不快に付

肥前守殿初御月番御心得、引続来二月初御月番御勤被成候事

右の通り、例の通組合中早々可申継候、以上

丑正月晦日

南北小口年番 壱・貳番組 室町貳丁目

名主 進左衛門

右は樽俊之助殿にて被申渡候間、御組合限り早々行届候様御取計可被成候、此段御達申候、以上

正月晦日

神田 年番

当四月於日光山に御法事付、^(に脱力)被差遣候向々、徒・若党・小者・中間

に至迄、一季居の奉公人、去子年の請人并去年切米の員数を以、当

丑年も可召抱置候、於若違背は、其頭々又は支配の方へ可被達候、

又ものも可為同前候

右の趣向々へ可被相触候

正月

右の通御書付候間、従町御奉行所被仰出候間、町中不洩様早々可相触候

丑正月晦日

町年番 役 所

寿千代殿^{さま}逝去に付、普請は今日より三日、鳴物は七日停止の事

右の通、町中不洩様早々可相触候

丑二月五日

町年番 役 所

毛利大膳より御取揚可成候紙・蠟燭、去子十二月中町々へ被下置、

割符可致処、品にては割分け兼、難相成候に付、右は其筋渡世のものへ売払、右代金を以、惣町火消出銀小間高へ割符可然哉、思召も

無之候は、来九日朝六つ時、火消大組にて月行事壱両人、紙・蠟

燭渡世のもの壱人つ、御召連、南伝馬町三丁目若松と申水茶屋へ御

出勤可被成候、尤見分の上、直に入札為致候間、右の御心得にて御

出勤可被成候、且亦去暮被下置候金式千六百両も、其節割合可申候

間、火消小間高御用意可被成候、此段御達申候、以上

二月

いろ組 世話番

右御達申候

二月七日

五番組 世話番 名主共

去十一月三日母つよへ為疵負逃去、下総国香取郡川頭村百姓喜兵衛
悴喜助人相書

一、年齢式拾五才

一、丈高き方

一、顔細く、色黒き方にて、疱瘡痕有之

一、鼻筋通り候方

一、眉毛厚き方

一、髪切罷在候

一、耳口常棘、齒並揃候方

一、其節の衣類、上着木綿藍三筋縞布子

一、下着木綿茶小格子縞布子を着し、紫呉呂し（マ）ききを罷在候

右の通の者於有之は、其所へ留置、御料は御代官、私領は領主・地

頭より申出、夫より江戸へ月番の公事方御勘定奉行へ可申出候、若

及見聞候は、其段可申出候、尤家来・又もの迄入念可遂吟味候、

隠し置脇より於頭には、可為曲事候

丑二月

右の通、町中家持は不及申、借家・店借裏々召仕等迄入念遂吟味、
右の通のもの有之歟、若及見聞候は、早速可申出候、此旨町中不
洩様早々可相触候

丑二月十一日

町年寄 役 所

覚

元治二年二月十一日～二月二十六日

麻布日ヶ窪毛利左京上り屋敷に有之候家財、不残欠所入札相成候
間、明十五日より日々正五つ時揃にて、其筋家業のもの同所へ罷越
可申候、此旨町中不殘可相触候

丑二月十四日

町年寄 役 所

覚

来る廿五日より廿七日迄、於増上寺御法事有之候間、町中火の元の
儀入念、家持は不及申、借屋・店借裏々迄、名主・月行事切々見廻
り急度可申付候、勿論御法事中、表の間数応し、手桶に水を入出し
置、喧嘩口論惣て物噪敷無之様可致候、此旨町中可相触候

右の通、町中不殘入念急度可申付候、少々油断致間敷候

二月廿日

町年寄 役 所

右の通相置申候、以上

二月廿四日

名主所

覚

去る十三日紛失の品覚
一、銀着せ七々子無地太刀拵刀 老 腰

但身長式尺三寸五分

太刀にて無鋒（マ）樋入相州羽

鮫白

目貫銅焼付籠（本の假）

柄無地菖蒲卷

鐔鉄木爪形(瓜カ)の抜込、散浅彫有之候

切羽金焼付の赤銅、小刻の□也

鉤銀着せ

鞘いちく塗

提緒紺平打

大更紗木綿袋入

一、白鯨柄合口脇差 老 腰

但身老尺三寸位、平打

乱焼樋入、無銘

出し目貫赤銅金銀色絵鶏老対也

縁頭鯉口鑓裏瓦共、赤銅雲龍の彫

鉤赤銅雲形の彫

鞘つや出し、細きいちく

提緒素網平打、長紐付有之

小柄赤銅七々子地金銀、色絵菊の折枝の彫

裏へ留金

但赤銅歟と存候

弁赤銅金色絵、浪の彫裏無地

右紅更紗袋入

一、華色へち巻柄脇差

但身(マ)

老 腰

柄卷下木地駢と存不申候

目貫蜂の様成虫老疋也

縁頭四分一無地

喰出し鐔赤銅石見地小判形

鞘黒いちく、□元の処三、四寸程蠟色塗り刻、黒角にてさぐり

付

提緒華色丸打

一、縮面鼠返し麻の葉小紋女小袖

但紋所丸に橘五□付

裾廻し蒲萄鼠(蒲カ)

縮面胴紅絹(縮カ)

一、紺木綿四布風呂敷 老 つ

但刀石と白く染抜有之

一、浅黄金巾風呂敷 老 つ

但角方に茶海氣にて縫候処、力石と印有之

右品々紛失致候間、兼て定条の通、其筋商売向不及申、裏々迄入念

取調、若似寄の品有之候は、置主・売主・証人へも無沙汰致置、

密々南

御番所へ可申出候、且有無返答、来る廿九日迄無相違可申被出候(マ)

二月廿六日

右の通相達申候

二月廿七日

町年寄 役 所

高嶋 用 場

覚

麴町通玉川上水樋筋御普請所古鉄物銅類、去暮御払残の分、猶又此度御払に相成候間、^(望カ)届の者有之候は、明十二日より同所老丁目裏明地小屋場へ罷出、御払品見置、来る十六日正四時開札に付、右刻^(限カ)銀入札持參可致旨、早々通達可致候

右の通御達有之候間、^(望カ)其町々届の者有之候は、御同所へ可罷出候事

三月十二日

高嶋 用場

世話掛 名主共

此節諸色高直の謂を以、地代・店賃引上候目論見致候もの有之、又は奉公人給金相増候趣に相聞、以の外の事に候、決て引上げ、又は給金増坏致候義は難相成候間、地主・家主并奉公人・請人・口入渡世のものへ申聞、主人々々におゐても心得違無之様、其方共より早々可申論

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

元治二丑年三月十二日

組々世話掛 老人宛 受印

右の通被 御白洲におゐて被仰渡候間、各々様御組合限り早々行届候様御取計、店連判御取置可被成候、且被 仰渡の趣町々自身番屋へ張出し候様、御年番所にて是亦被仰聞候間、此段御達申候、以上

三月十五日

小口 世話懸

元治二年三月十二日〜三月二十八日

右御達申候店連印張出共行届候否、来廿五日迄御文通にて与兵衛方へ被仰聞候、以上

三月十五日

組合 世話懸

申合

来四月より連月九日を定日と致し、朝五つ時^(マツ)、初音へ過料錢書上共、紛失物返答書調済の上、持寄候様致度

但来月九日初ての義に付、猶申合も可有之候間、弁当持參可致、

其後手廻し次第、尤正刻寄合、昼前退散可致候事

右の通申合候事

三月十五日

組合 世話懸

覚

明廿五日五時の御供揃にて、駒場野へ被為

成候間、其町々例の通り相心得、火の元入念裏々店々迄可被相触候事

三月廿四日

名主

諸色直段引下げ方の義に付、去子五月中相触候処、其後直段引上げ都て格別引上げ候義にて、関東筋井上方共動揺^(ウギヤウ)にて、自然元方荷物出進方に抱^(ウカ)り、直段引上げ候義も可有之旨、追々静鎮にも相成候間、此度夫々元方荷主共をも御当地へ呼出し相札候事

元治二年三月二十八日（慶応元年四月九日）

御府内市中の義も是迄の直段に不抱、可成丈引下け方致し、新大橋諸色直段調所に差出可請吟味候、右に付国々元方にて別合直段（引カ）取扱、又はメ買・メ売の義、或は元方仕入等不致、品物払底に為致候義於有之には、吟味の上急度答可申付候

三月

右の通御書付出、町於

御奉行所被仰渡候間、町中家持・借屋・店借裏々迄不洩様可相触候

丑三月廿八日

町年寄 役 所

物価の義に付ては、前々度々御世話も被為達候へ共、追々引上げ、近来別て諸民致難渋候に付、尚亦厚く被仰出の向も有之候間、此度は急度御主意貫候様被遊度、末々のもの共迄心得違不致、物価引下げ候様可致旨、去子五月中相触候処、都て格外直段引上げ候義に付、厚

御主意の趣未た貫徹不致候哉に相聞、如何の事に候、尤去秋已来關東浮浪の徒暴行、又は上方筋動揺等にて、右様の次第にも至り候義にて可有之処、追て鎮静にも相成候間、諸品出産の国々元方直段とも相糺候筈に付、町奉行・御勘定奉行より差紙至来次第、無遅滞荷主共罷出、取調受候様可致候、尤罷出候節、村役人共老人別にて多数差添候義は不相成、右に付是迄江戸・京・大坂其外取引致候諸荷物分、差送り候方見合、又はメ買・メ売等致間敷候、若相背候もの有之におゐては、吟味の上急度答可申付候

右の趣御料は御代官、私領は領主・地頭より不洩様可相触もの也
右の通可被相触候

三月

右の趣御書付出、町 御奉行所より被仰渡候間、町中家持・借屋・店借裏々迄不洩様可相触候

丑三月廿九日

町年寄 役 所

子 四月四日以来
紛失物品覚

一、刀

巻 腰

但し身長さ式尺壹寸七分

但し乱焼

於東都米沢形

銘加藤宝寿造之

文化十三年二月吉日

頭赤銅菊空草の形（唐）

但頭縁共金こべり

頭鴉目赤銅

目貫蛇籠波

但し金減金、鮫白二つ切

柄紺糸三分但し太刀巻

鍔鉄木爪山水の形（瓜カ）

但し三つ赤銅 切羽赤銅
革にて

但し鶏の革 鍔銀着

鞘黒石地塗

栗形角 但 鷓目銀

鍔赤銅 鍔形縮面石目

下緒紺茶打交

柄袋黒羅紗

但裏紺海気

柄袋下黒ころし

袋かぶせ

(メカ)

右は南

御番所様 御掛り

四月九日 御達

四月十二日 返答

子三月十一日以来

紛失の品覚

一、刀 巻腰

柄黒糸 鮫白

頭角黒目貫 鶴金着

切羽金着せ 鍔銅

鷓減金

鍔鉄□透し

鞘黒ぬり

下緒黒色

身無銘、長さ式尺三寸

右は南

御番所様 御懸

四月九日 御達

四月十六日 御答

四月十五日

申渡

町々 月行事

名主共

日光

御法会相済候御能の節、町人共拝見被仰付候処、此度は

西丸へ罷出候義に付、定例人数乍半減、此度朝出千式百五拾三人、

昼出千式百三拾六人、別紙帳面の通り人数割の通可罷出候

右の通り候間、兼て町々人数割致し差支無之様可致、尤罷出候町人

共、御菓子・御酒被下候に付、右は前々の通、拝見に罷出す人数へ

慶応元年四月九日～四月十五日

慶応元年四月十三日～五月三日

は於

御番所被下置候積り候、此外の義は追々可申渡

右の通従町

御奉行所被仰渡候間、此旨申渡

丑四月

右の通被仰渡奉畏候、以上

但館役所にて被仰渡候

元治式丑年四月十三日

人数式拾五人 四谷伝馬町分

但朝番

来る廿一日駒場野へ

御成の節、商売差留に不及候、尤不取締の義無之、火の元等の義厳

重に心付候様可申渡候事

右の通被仰渡候間、家持・借屋・店借裏々迄不洩様入念早々可相触

候

丑四月十八日

町年寄 役所

年号慶応と改元被 仰出候事

此旨町中不残可相触候

丑四月十八日

町年寄 役所

来廿五日公家衆御到着に被成候間、町中の道筋掃除仕、表の間数に
応し手桶に水を入出し置、火の用心の義、別て入念可申付候、少も
油断有間敷候

右の通、町中不残可相触候

四月廿三日

町年寄 役所

覚

明三日五つ時御供揃、駒場へ被為成候御道筋、西丸大手御門より外
桜田御門右へ、松平中務太夫屋敷前通り、井伊掃部頭屋敷脇左へ、
大村丹後守屋敷前右へ、松平出羽守屋敷前脇通り、赤坂表伝馬町よ
り、青山百人町松平左京太夫屋敷前、官益町肥伊殿屋敷通り、長谷
川久太郎屋敷前駒場野へ

御場へ被為入

還御 御成御道筋通り

右の通候間、町中火の用心の義、今明日中名主・月行事別て見廻

り、繁々見廻り入念可申付候、御道筋并末々町々迄、諸事前々の通

り相心得、掃除・手桶等無用可致候

右の通、町中不残入念可相触候

五月二日

町年寄 役所

五月十六日

御進発被遊候旨被

仰出候、同月五日より

御先列追々出立可被成(マ)に付、宿駅混雑は勿論、人馬繼立方差支の程も難計候間、東海道より美濃路、来月朔日より大坂御着以後五日相立候迄の内は、諸家家来等自己の従者而已召連、旅行の義は格別、其余は平常の通、通行候義は見合候様可致候、尤通御宿駅(ツ)の義は

通御の前後三日の間、向々通行不相成候

右の趣向々へ可相触候

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

丑五月三日

町年寄 役所

申渡

組々世話懸 名主共

近年海岸防禦等の御手当筋并

御本丸并西丸共度々の御普請、其上去る亥年以來兩度の

御上洛、其外挙て難算御用途相統候折柄、猶亦今般

御進発に付ては、莫大の御入用高に付、御融通のため、江坂并御料

所百姓・町人の内、身柄相応のもの、且諸寺院等に至迄、御用金可

被仰付候旨被仰出候、就ては御府内町人共の義

御城下に安住渡世相統致し、格別の蒙御国恩を候義に付、其身は家業の余沢を以安楽に暮し居候迎、聊の御奉公筋をも不相勤、徒に打過候は無勿躰義に有之、是迄とは訳違ひ、此度は実以不容易御入

慶応元年五月三日〜五月十四日

用筋に付、夫々分限に應、相当の御用相勤め可申旨、末々のものに共に至る迄も能々申論、地主は勿論、地借にても余有有之もの共、申立次第名前取調、一組つ、帳面に致し可差出、尤町年寄共へ取扱

申渡、館市右衛門重立取調候間、諸事申談、於其方共にも御時節柄の義相弁、拙て取調成丈け金高相進候様可致候、万一調落等有之候歟、又は私情に拘り候義等相聞候におゐては、急度沙汰可及間、其旨相心得、惣名主共へは其方共より申通、銘々出情相勤候様可致

但此度被仰付候御用金の義、来寅年より拾ヶ年に割合御下け戻相成候間、其段相心得可申候

右の通南御番所於

御白洲、池田播磨守様御立会にて肥前守様被 仰渡候事

丑五月三日

右相達申候事

丑五月七日

名主

御進発に付、町々火の元の義別て入念出火無之様相守、御留守中同断相守、有来自身番へ人数相増、昼夜嚴重に番いたし、町々裏々迄時々見廻り、火の元厚く心付、若怪敷もの見当候は、召捕、月番の番所へ召連可訴出候

一、町々木戸夜五つ時限りメ切、往來のもの拍子木にて送り可申候
但中番屋取建候に不及、火の見番・火消人足等は平常の通可心得候、尤消防道具等備置、万一出火の節、早々人数欠付消

慶応元年五月十四日、五月十五日

防、且乱妨もの有之候は、捕押の義兼て手筈可申合置候

一、猿若町芝居・両国広小路其外所々香具渡世見世ものの類、并葺

簀張・水茶屋・大道商ひ・市中寄渡世の義は、御発途御前日・

御当日相休可申候事

右の趣町々不洩様早々可知触もの也

丑五月

右の通、町従

御奉行所被仰渡候間、町中不洩様早々可相触候

丑五月

右相達申候、以上

五月十四日

名主

町年寄 役所

五月十六日

御進発御供揃御刻限五つ時

右の通被 仰出候事

右の趣町々不洩様早々可相触候

丑五月十五日

町年寄 役所

水野和泉守殿へ伺の上

一、申渡

組々 世話懸 名主共

今般被仰出候御用金の義は、来寅年より拾ヶ年に割、御下け戻し相

成候段申渡候処、中には心得違生し出金不相進、又は金高相減上納切相願候類も有之哉も相聞候、此度の義は不容易御入用筋にて、銘々

御国恩の程を相弁、急場出金をも被仰付、格別寄持の筋に付、右年限の通り、無間違御下け戻、情々出金相進候様可致旨、其方共より

厚可申通

厚可申通

一、右の通被仰渡奉畏候、早々組々へ申通候様可仕候、為後日仍如

件

慶応元年五月十四日

勘解由

外拾式人

御進発御留守中御道筋の外町々申合

一、今日御触の通相心得

一、湯屋・風呂屋の義

御発途

還御の御当日は相止、御留守中は明け六つ時より火焚始め、夕

七つ時限り仕舞可申事

但風烈の節は相止可申事

一、豆腐屋・菓子屋・味噌屋・蕎麦屋・鍛冶屋、惣て大火焚候類、

明け六つ時より火焚始め、夕七つ時限仕舞可申事

但風烈の節同断

一、屋敷方惣て焚出請負候もの、右に准し可申事

但御用并屋敷方手支に不相成候様仕、若夜中より火焚候は、火焚所へ家主附添居、火の元大切に仕、名主共も心付可申候

一、講釈其外人集候義、噪敷義無之様、火の元別て心付可申事
一、謡・笛・鼓・太鼓・琴・三味線指南等の家業は格別、謡講其外
浚等は無用に可致候事

一、普請の義、噪敷義無之様いたし、火の用心大切に可致事
一、自身番屋其外勤方の義は、御触被仰渡候通り、大切に相勤可申事

一、町々表裏共、用心悪敷所は、困入念可申付事

一、御留守中町々家持・家主共、昼夜成丈け他出不仕、地借・店借のもの共も昼の内商ひに罷出、夜分は成丈け他出仕間敷事

右の通心得方申合可仕哉、御伺奉申上候、以上

丑五月 小口年番 世話掛 名主共

右の通館市右衛門殿へ相伺候処、伺の通可相心得旨被申渡候間、御組合限り、月行事持場所共行届候様、御取計可被成候、以上

五月十五日 小口年番 世話役

馬喰町組 旅人宿
小伝馬町組
八拾貳軒組 百姓宿
三拾軒組

御進発御留守中、其方共方致止宿候ものは、身元等嚴重に相糺止宿

慶応元年五月十四日、五月十五日

為致、若乱胡成ものも有之候は、月番の番所へ可訴出 番組人宿

御進発御留守中、其方共寄子の義、入念相改候義は勿論に候へ共、好身等有之候迎、無人別の者止宿為致候義一切不相成候間、入念相改、若怪敷有之候は、不取逃様手当致し、早々申立候様可致

組々 世話懸 名主共

前書の通、旅人宿并人宿共へ被申通候間、其所の町役人時々見廻り厚心付、素人共義は其家主・主人に候共、無抛子細有之分は格別、其余猥に致旅行候義并旅人宿の外在方のもの止宿為致候義、一切不相成候、且無人別の者同居等無之様、猶精々相改、組々番外迄不洩様其方共より申通、名主支配限り急度可申聞候

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

慶応元年五月十四日 八拾貳軒組 旅人宿行事惣代

小伝馬町三丁目 喜太郎地借

甚 八

三拾貳軒組同 行事惣代

馬喰町四丁目 要助地借

次兵衛

番組人宿 年行事惣代

南佐柄木町 喜兵衛地借

吉 六

外老入

慶応元年五月十四日、五月十五日

世話懸

新葦屋町

名主 定次郎

外四人

廻船問屋
奥川宿 船積宿
新下宿

御進発御留守中、御府内入津の諸廻船并荷船等に、相對にて乗組便船のもの手引等致し、又は親類たり共、他所の者一切止宿為致間敷候

組々 世話懸 名主共

前書の通申渡候間、町々船方渡世の者へも同様同様可心得旨、不洩様早々可申通

慶応元年五月十四日

廻船問屋行事

北新堀町 清藏地借 平兵衛方向居

飯田屋 五郎右衛門

外一人

新下宿惣代

小網町三丁目 卯八地借

佐 兵衛

奥川船積宿惣代

小網町老丁目 清兵衛地借

吉 兵衛

外三人

世話懸

新葦屋町

名主 定次郎
外四人

組々 世話懸 名主共

御進発御留守中、猿若町芝居・両国広小路、其外香具見世もの渡世の類、并葎簀張・水茶屋・大道商ひ・市中寄せ場等、都て人集等致候分は、昼の内渡世差免候間、夕七つ時を限り相止、燈火等相用候義決て不相成、大道商の義、夜五つ時を限り致渡世可申、格別風烈の節は、前書渡世のもの一同相休、都て火の元其外取締向の義、別て嚴重相守可申、尤人寄の場所へは為取締、組のもの時々為見廻候間、其段可相心得候

右の趣組々并番外迄不洩様申通、名支配限り精々見廻り心付、不取締の義無之様可致

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

慶応元年五月十四日

新葦屋町 名主 定次郎

外四人

右の通北於

御年番所被仰渡候間、御組合月行事持場所共行届候様、早々御取計可被成候、以上

五月十五日

小口 世話懸

申渡

七番組 年番 世話番 名主共

御進発に付伺出候町々、河岸にて船たで候義、并致船拵焚火の義

御発途

還御御前日・御当日、且

御留守中風烈の砌は相止め、其余は平日の通細工可為致、尤火の元格別入念可申付候

右は七番組町々に不限候間、組々年番名主共へ、其方共方より可申通

右北

御奉行所へ伺の上申渡

丑五月

右の通被仰渡奉畏候、以上

慶応元年五月十四日

七番組 幸町
名主 次郎太郎 外御用に付代

忠 助

右館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

丑五月十五日

七番組 世話懸

慶応元年五月十四日〜五月十五日

御進発五月十六日江戸御道筋左の通り

西丸大手より和泉守殿屋敷脇通り、馬場先御門右へ、数奇屋橋御門左へ、元数奇屋町右へ、尾張町通り、金杉橋御渡り高輪、夫より

御昼休品川東海禅寺

右の通り候間、組々申通、尤月行事持場所共不洩様相達、無差支様可取計候

右の通被仰渡奉畏候、以上

丑五月十四日

南北小口年番 本町四丁目

名主 文左衛門

外式人

右の通只今館市右衛門殿に被申渡候間、此段御達申候、以上、御組合限り行届候様御通達可被成候、以上

丑五月十五日

神田 年番

^(十五)右銀類引替差出方の義度々相触、是迄増歩御手当等も被下、追々差出し候向も有之候へ共、尚亦相増候割合左の通り

一、元文銀拾貫目に付

代銀拾九貫目

一、文政銀同断に付

代銀拾五貫目

一、保字銀同断に付

代銀拾壹貫目

一、古式朱銀百両に付

代銀百六拾両

一、文政式朱銀同断に付

代銀百拾五両

右の通歩増為御手当と被下候間、聊も不貯置、銀座并に江戸・京・

大坂其外諸国引替御用相勤候もの共の内へ差出し、早々引替可申

候、若此上貯置候もの於有之には、糺の上、御料は御代官、私領は

領主・地頭より其旨相心得入念可申付候

右の通不洩様可被相触候

丑五月

右の通御書付出候間、町中不残入念可相触候

丑五月十五日

町年寄 役 所

丑四月十日以来

紛失の品覚

一、拵付太刀 壹 振

但し身長式尺四寸程

銘兼光

目釘穴三つ 鷹の羽 やすり目在之

縁頭鎗帯取金物共赤銅七々子

鍔赤銅木爪形すき下け石目小縁無地

柄糸黒紅梅打太刀卷

目貫金無垢笹獅子、菱形

鮫白一の切

鞘つやけし、蠟色梶の葉

紋五つ程引屋塗

帯取波無地、下け緒茶ふ平打

一、合口短刀 壹 腰

但身長九寸程 兼光

縁頭塗角

目貫無之、目釘無地四分一

柄糸渋色平卷

下け緒茶紺四つ打

小柄赤銅七々子、金にて蟹の彫

一、太織飛色紋付男合袷

但紋梶の葉五所

袖口黒八丈

裏花色絹

一、金巾黒紋付男袷

但紋所梶の葉

胸裏花色絹

袖口黒八丈

裾廻し草色木綿

一、五布萌黄風呂敷

但松浦の染抜有之

メ五品

右は北御番所様御懸り

右の品々紛失致、格別入念密々取調、似寄の品有之候は、早々名
主方へ申可被出旨、返答来る四日迄、無相違御申聞可被成候、以上

閏五月二日

名主

御進発

御留守中、寄渡世のもの其外、夕七つ時限可相仕舞旨、御触有之候
処、寄せ渡世の者夜分致興行候義有之哉の趣相聞、以の外の事候、
右北隠蜜御廻り方より御沙汰御座候間、御組合限り御心付、右様の
場所は敷敷御差留可被成候、此段及急達候、以上

五月廿二日

小口 世話懸り

申渡

本郷式丁目

抱人足 権太郎

抱番人 弥助

重助

月行事 文太郎

家主 金兵衛

慶応元年五月二十二日（閏五月二日）

其方共義、去子二月十七日町内往還にて、年齢三十位の侍刀を抜、

卯兵衛へ理不尽に切懸け、同人逃去り候に付、猶亦刀を振廻し、往

還人を追散し及乱妨候に付、文太郎義自身番屋より立出、権太郎其

外へ為相知、一同立出、同人義棒を持突倒し、引続き弥助外三人義

も立向ひ、刀をもぎ取、捕押へ召連訴出候段、兼ての町触を相守、

寄持^持の義に付、右の趣申上、為褒美権太郎へ鳥目五貫文、弥助外三

人へ同三貫文為取遣す

丑五月

右 町役人

右の通於南

御番所に被仰渡候間、町々自身番屋へ張出し候様被仰渡奉長候、為
御請と御帳へ印形仕置候、以上

五月廿二日

南北小口 年番

右の通喜多村彦之丞殿にて被仰渡候間、此段御達申候

丑五月廿三日

組合 世話懸

申渡

湯島横町 庄兵衛地借

嘉助

同町家持

源四郎

其方共義、当四月四日神田明神下御台所町より出火の節、類焼致候
居町并御台所町・湯島壱丁目難渋のもの、又は家主・書役・番人・

慶応元年五月二十九日（閏五月五日）

薦人足、其外出入致居候もの共へ、金式朱^マ老分^マつ、都合金五拾六両貳分、源四郎義は是亦同様、居町難渋の者・家主・書役・番人、平日出入いたし候もの共へ、茶碗式十つ、又は金^マ老分^マ式分^マ或は式朱つ、右茶碗代共都合金四十四両貳分式朱、施差出し候段^持寄持の義に付、兩人共申上、為褒美銀式枚つ、為取遣す

丑五月

右町役人

右申渡候間、其旨可存

申渡

右の通於南

小石川大塚上町

御番所被仰渡候間、早々自身番屋へ張出し候様可致候、前書の通被仰渡奉畏候、依之為御受と御帳へ印形仕置候、以上

家主 留八
同所仲町

五月廿九日

南北小口 年番

右の通喜多村彦之丞殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々御通達可被成候、以上

同 清右衛門
同町抱人足 勘兵衛店
金太郎

閏五月五日

神田 年番

清次郎

近年錢諸国共私底差支候由、右は銅直段高直に相成、銅錢との釣合不^レ宜故と相聞候間、真鍮錢・文久錢・銅小錢共、夫々天然の相場に任せ、老枚に付相應の分増通用可致候、百文錢・鉄錢の義は是迄の通り候間、何れも無差支通用可致候、右に付世上融通の御趣意に候条、其旨相心得、万一両替屋共利徳の為、不都合の取引いたし候におゐては、可為曲事候

同所大塚町
月行事 源七
同所仲町
同 直吉
両町抱番人
幸助

但銅小錢の内、耳白錢は引替可相成候間、両替屋共方へ差出^マへぐ、

其方共の内源七外式人義、去子三月十六日夜、町内往還にて中間躰

のもの抜刃を携居、死失人有之候に付、捕押可申と立出候処、同町
続里俗同心町の方へ行過候に付、跡追欠、留八外三人義も立出、同
人は鳶口を以て抜刃を打落、清右衛門は六尺棒を以打伏、一同にて
捕押候段、兼ての町触相守、寄持(特)の義に付、右の趣申上、為褒美留
八・清右衛門へ鳥目五貫文つゝ、源七外四人へ三貫文つゝ、為取遣す

右 町役人

右の通申渡間、其旨可存

丑五月

右の通於南御番所被仰渡候間、早々自身番屋へ張出候様可致
前書の通被仰渡奉畏候、為御請印形仕置候、以上

閏五月二日

南北小口 年 番 請 印

右の通唯今喜多村彦之丞殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

閏五月二日

神田 年 番

隠蜜(マ)廻り 小野田大助

定廻り 人見為助

臨時廻り 新井抵次郎

右の通被申付候、且諸届等の義は、以来渡辺喜平次・大里忠左衛
門・森鎌太郎方へ御申問有之候様存候、此段早々御通達可給事

但 加藤太左衛門

大沢藤九郎

役儀被差免候

閏五月三日 南 三廻り
右の通御書付御渡被成候間、此段御達申候、御組合限早々御通達可
被成候、以上

閏五月十一日

神田 年 番

此節赤坂・芝辺重(マ)にて、其外市中町々子供遊に陣羽織様の品を着し
所々歩行、拾四、五人或は拾人位つゝ、群を立、手遊の鎧・長刀・鉄
炮等を持、太鼓を打、貝を吹遊歩行、追々増長致候哉にも相聞候
間、御沙汰無之内、早々相止め候様、嚴重に親共へ可申論の事

閏五月十三日

右の通南三御廻り方より御談に付、御支配限り御差留被成、行届候
様御取計、行届候段御返答書御調印半紙縦帳にて、来十五日迄に無
相違拙者方へ御遣し可被成候、此段御達申候、以上
但右手遊(の脱)ひ商候も共、御心付可被成候、以上

閏五月十三日

島田

覚

今般御触有之候、真鍮錢・文久錢・銅小錢歩増通用

一、真鍮錢 壹枚に付歩増共 拾貳文

一、文久錢 壹枚に付歩増共 八文

一、銅小錢 壹枚に付歩増共 四文

但銅小錢の内耳白錢は引替可相成、替り壹枚に付六文

慶応元年五月二日～閏五月十四日

慶応元年閏五月十四日～閏五月十五日

右の通天然の相場御聞置相成候間、両替屋銘々見世先へ張置、通用可致旨、町中不洩様早々可相触候

閏五月十四日

町年寄 役所

去々月九日晩寅の刻頃

紛失の品覚

一、刀

身鑄有之、式尺式寸程

無銘、疵有之

柄糸鼠、片手打卷

但鮫白卷下

縁頭鉄真鍮、象眼雀

目貫赤銅馬の彫

金所々減金

鞘襷栴青貝入

石目塗

鍔鉄無地丸形

鍔素赤銅

下け緒紺丸打

一、刀

身鑄有之、式尺式寸五分位

無銘、少々疵有之

柄小倉片手卷

但卷下黒塗

縁頭鉄無地

目貫錠二つ繋

鞘黒石目塗

鍔鉄丸形

鍔緋色

下け緒紺白木綿平打

一、脇差

身無銘、疵無之

柄紺糸

但卷下鮫白

縁赤銅金減金、七五三鍔り、下に鶴鴿老正在之

目貫赤銅金減金鎧武者

鞘黒石地塗

鍔鉄撫頬縁に竹の節彫有之、金象眼花に木有之

鍔銀着せ

下緒濃鼠絹丸打

鍔鉄無地

小柄赤銅龍金減金

右は南

御番所様御掛り

閏五月十日 触出し

同 月廿日 返 答

右御触紛失格別入念密々取調、似寄の品有之候は、早々名主方へ可被申出候、返答来廿日迄に無間違可被申聞候、以上

閏五月十五日

名 主

此節米価高直に相成、市中末々のもの難法致候趣相聞候に付、米問屋共仕入米の外、上方筋・地廻り共入津の米は勿論、雜穀等迄、追て及沙汰候迄、問屋・仲買に不限、素人にて直に引受致売買、他国へ取引手広に相成候様可致候、若米困置候もの於有之には、町中より可訴出、吟味の上其米取上げ、從

公儀御払可被仰付候

右の通、町中可相触

閏五月

右の通、町御奉行所被仰渡候間、町中不洩様早々可相触候

閏五月廿二日

町年寄 役 所

覚

東海道矢作川船渡場村々困窮に付、渡船賃銭割左の通可請取旨申渡

当丑閏五月より来る辰の四月迄

中三ヶ年の間、渡賃銭に五割増

右の通割増申渡候間、可被得其意候

東海道 矢作川

慶応元年閏五月十五日〜閏五月二十八日

右の趣向々へ可相触候

閏五月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

閏五月廿二日

町年寄 役 所

申 渡

一、此節前裁物の内、格別高直の品も有之趣相聞、右は季候に寄不作の品も可有之候へ共、必用の品にて小前のも共以の外難義およふ候間、青物市場は勿論、近在作元の者共へ格別下直に売買可致旨、精々申渡候に付ては、諸受致候見世売八百屋并棒手振のもの共義も不直の売方致間敷、万一不埒の売買致候もの有之候は、吟味の上嚴重に申付候間、右の趣厚相心得、一同不洩様可

申通候

閏五月廿八日

右の趣町々自身番屋へ張張^マ出候様可致

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

閏五月廿八日

組々世話懸

村松町 名 主 源 六

外五人

右の通於大橋諸色御調所御懸り御役人被仰渡候間、御組合御支配限り右渡世のものへ被仰渡、請印取置、御組合御取集め、来月二日迄に当所御差出可被成候、此段御達申候

慶応元年閏五月二十六日～六月二日

但山方直引受致候もの、棒手振・見世売差別、名前上へ御記可被成候

閏五月廿八日

世話懸

口 達

南北小口 年 番 名主共

此節大小銭、在方より多人数両替屋共方へ持越、一時に引替候は相断、少々宛の義は無差支可引替旨申渡候、市中の義は多人数の引替・両替共に差支候節は、今日は難出来旨断及申べく旨同様申渡候、若少分の義引替不致候は、右両替の名前、町役人より町年寄へ可申出候、此旨町中へ申達、無懸念取引可致候

閏五月廿六日

右は館市右衛門殿・樽俊之助殿立会、金高達(マヤ)の旨に付、行違無之様御通達、自身番屋張出不申候様御心付可被成候、此段御達申候、以上

閏五月廿七日

小口 年 番

野菜物在方より直に引受致候青物渡世のもの、此節大橋諸色御調所にて御糺中の処、右に相洩候もの組々取調、急速名前可書上旨、御懸り御役中へ仰聞候間、御組合早々御取調、半紙立帳にて有無明後廿九日中、多田内新助方へ可被遣候、此段御達申候、以上

閏五月廿七日

小口 世話掛

右御達申候、此廉々相当のものの御座候は、有無共拙者方へ今夕刻迄御差越可被遣候

閏五月廿七日

島 田

此節諸色追々高直に相成候に付ては、市中其日稼厄介多のもの、中には妻子捨置欠落、或は得心の上、別れくりに相成候ものも有之哉、当五月朔日以来の処御取調、有無恚組限御取揃、来月十日迄に拙者共の内渡辺喜平次方へ御申聞可給事

閏五月廿八日

南 隠蜜廻り(マヤ)

右御達申候、御支配限り御取調、有無共返答書夕刻迄に次右衛門方へ御遣し可被成候、呉々も遅々不相成候様御心得可被成候

閏五月廿六日

組合 世話懸

此程米価并諸色高直に付、有徳の町人施行差出候は、名前其外金高等、急速半紙立帳にて拙者共詰所へ被仰聞被下度、右御懸り御役人御心得に御承知被成度旨被仰聞候間、此段御達申候、御組合限り行届候様御取計可被下候、且御最寄武家地院(マヤ)共施行差出候は、同様御取計可被下候、以上

丑六月二日

町会所 年 番

申 渡

市中 大道春屋共

御春屋直役人足賃錢増方の義、先達て及御調候処、賃錢五割増の義は諸色高直の折柄難渋の趣、且正人足差出候義は、御場所柄不心得のもの共に付、是迄の通り被成置度、当節人足賃も相増候義に付、当三月より壹ヶ月金拾八兩つ、増上納差出度旨、申立候通申付之、然る上は当三月分より閏五月分迄四ヶ月分、金七拾貳兩の義は早々取集、役人足世話役本銀町壹丁目家持平八方へ可相渡候

小口世話掛 名主共

右御春屋直役増錢の義は、先達て申聞候通、当三月以来の分七拾貳兩取集方申渡候間、其旨相心得可申、右は御奉行所差函を以申渡

閏五月

右の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

慶応元年閏五月廿七日

市中大道春廿老組 惣代

老番組行事

小網町三丁目 清兵衛地借

寅 蔵

外六人

小口世話懸

品川町

名主 庄左衛門

右の通樽俊之助殿被申渡候間、御組合組^(マ)大道春渡世のものへ、不洩様御申聞可被成候、此段月行事持場所共行届候様、御取計可被成候、以上

丑六月二日

小口 世話懸

年番 名主共

此節米価諸色共高直に付、市中其日稼のもの共及困窮候趣相聞候に付、今般町会所におゐて、干飯百文に付五合替の相場を以、百文より五百文迄、其日稼のもの内、極難渋のもの共へ御払相成候へ共、石数少々の義に付、其町々へ無甲乙割合遣し、御趣意の趣其方共より得と申論、朝四つ時より八時迄同所へ可申出旨、銘々支配限り不洩様可申通事

丑六月

右の通御詰合御役人中被仰渡候間、此段御達申候、御組合月行事持場所共、極難渋のもの共へ不洩様御申渡可被成候、尤日割日限の義は、追て御達可申候、以上

丑六月八日

町会所 年番

牛頭天王稻荷仮屋神事の義に付、六月十一日奉願上候処、当年の義は

御進発御留守中の義に付、休年可申付処、神事の義に付、幟・挑灯等相建候義差免し候へ共、火の元大切にいたし、夜五つ時限、急度町役人立会火の元相守候様可致^(慎カ)旨被仰渡候
右の通、夜五つ時限挑灯等為相鎮可申候事

丑六月十二日

名主

慶応元年閏五月二十七日〜六月十二日

慶応元年六月五日～六月十四日

町火消人足・月行事惣代・名主等御呼出の節、兎角遅滞罷出、又は御門外等に罷在候者も有之、御呼込の節不都合の儀も有之候間、以來呼出し刻限無遅滞一同御腰懸へ相揃候様、兼て可申合置旨組々通達致候様、南北人足御改方御立合被仰渡候間、人足・月行事へ御組合限り行届候様、御取計可被成候、以上

丑六月五日

巻・式番組 世話番

右御達申候、以上

丑六月十三日

五番組 世話番

防長賊徒共の内、本国脱走致し、所々潜伏の聞も有之候間、市中人別等別て入念相改、自然疑敷もの有之候は、速に捕押、月番の番所へ可申出旨、組々不洩様早々可申通

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

慶応元 丑年六月十二日

組々 世話懸惣代

幸町名主 次郎太郎

右の通北 御番所にて被 仰渡候間、御組合限り早々行届候様、御取計可被成候、且自身番屋等へ張出し置不申様、御心付可被成候、以上

六月十二日

小口 世話懸

何月幾日願

一、金何両

何町 誰地借 誰 印

右は今般

御進発に付 御国恩為冥加、右のもの共より上げ切 上納の義奉

願候処、願の通り被仰付候に付、上納仕候処、仍如件

年号月日

右町家主 誰

右は上げ切上納金相願候者、兩三日の内御呼出し可相成候間、前書雛形の通相心得、納帳・金子用意致し可罷出旨、組々早々可申通段、南

御年番所にて被仰渡候間、此段御達申候、以上

六月十三日

坂部六右衛門

右御達申候、以上

六月十四日

組合 世話懸

上げ切上納金調帳

何月幾日納

何番組 名主 誰

用紙半紙縦帳、仮綴小口張致し、支配限巻冊つ、差出し候、尤被仰渡候当日相納候義に付、別段名前書差出候に不及候間、此帳面へ代のもの出候分は、右名前認入可差出候

一、納金の義は、当人包にて名前相認、封し目へ印形致し為差出、一と支配限り取集め、合金高合せ巻束に可差出候

一、右取集候分、廿五両以下少分つ、の包は、当人包の俣、其支配
 名主限り廿五両位つ、仮に上封いたし、包上へ右金高并何番組
 名主限り被認、印形致し可相納候、包数多分は幾包の内可認可差
 出候

合金何両 納人何人

内

何月幾日願

金何両

何町誰店誰印

干飯七百石

右は此度市中格別極貧窮のものへ御払相成候間、去る酉年二月中、
 米価并諸色高直に付、御救被下候節の人数高を凡目当に割付、別紙
 の通切手御割渡可申候間、右御心得にて御組合限り御割合可被成
 候、右干飯の義、明十五日より御払に相成候間、切手に相記有之候
 日限の通り、御組合限り御申通、当日正四つ時より八つ時迄の内、
 切手并代銀入物用意罷出候様御取計可被成候、尤合店不苦候、都合
 宣敷様御取計可被成候、此段御達申候、以上

丑六月十三日

町会所 年 番

干飯御割日限

六月十五日 三番組 六番組
 同 十六日 七番組 八番組

同 十七日 四番組 拾三番組

十四番組

式百八拾五石四斗六升五合

六月十八日 式番組 壹番組

同 十九日 五番組 九番組

同 廿日 十番組 十九番組

品川 拾五番組

式百廿四石九斗六升

六月廿一日 拾壹番組 拾貳番組

廿二日 十六番組 十七番組

廿三日 十八番組 廿番組

廿壹番組

百八拾九石五斗七升五合

一、四万七百四拾九人

此石六十九石四斗七升

五合札 千七百三拾七枚

此石は八石六斗八升五合

壹升札 千七百三拾六枚

此石十七石三斗六升

式升五合札 千七百三拾七枚

此石四拾三石四斗式升五合

慶応元年六月十三日〜六月十五日

慶応元年六月十五日～六月二十一日

朱にて六月何日記可申

干飯

右御達申候、御支配町々へ早々御割渡、兼て被仰渡の通、極貧のもの共へ行届候様御取計可被成候、以上

丑六月十五日

組合 世話懸

一、切手へ朱にて十八日
十九日と書入の事
廿日

一、合店申合罷出候ても、代銀金子にて差支候哉に付、御心付の事
右相達申候、以上

丑六月十六日

名主所

丑六月十一日以来

紛失の品覚

一、釵付ケへエル筒 壹挺

但御筒台講武所と申焼印有之

右は北

御番所様御懸り

六月廿三日返答

右品御触紛失格別人念密々取調、似寄の品有之候は、早々名主方へ御申聞可被成候、且返答来廿三日無相違御申聞可被成候、以上

六月廿一日

名主

年番 名主共

此節米価并諸色共格外高直にて難義の趣に付、其日稼窮民共へ御救米被下候間、得其意、人別書出し方の義、名主一と支配限り取調可差出、尤取調方の義、別紙ヶ条書の通相心得、此度の義は奉公等出稼致候もの組込候義、決て不相成、自然組入、後日右の趣於相頼には、急度御沙汰の品も可有之候間、兼て其旨相心得、格別に入念候様、組合名主の内加印差出候様、惣名主共へ不洩様早々通達可致候

丑六月

其日稼の者取調方目当

一、棒手稼・日雇稼・其日稼窮民共

一、諸職人手間取に出、其日稼手間賃計にて家内扶助の窮民共

一、道心者托鉢致其日稼のもの

一、地主共の内、場末にて纔の住居・地面計にて上り高も無之、其

日稼に出、徳分計にて大勢の厄介扶助困窮致し候もの

一、家主場末に至候ては、金壹分式分位の給金にて相勤、或は借屋

無代計にて相勤め候に付、其日稼にて家内扶助致し困窮のもの

一、御救の義は、素々窮民共へ被下候筈の処、先年渡世の銘義を

替、組込候ものも有之哉に相聞、以の外の義に付、此度の義は心

得違不致、正路に取調、若銘義等替組込、後にて於相頼には、当

人は勿論、組合名主・家主迄も急度御沙汰可有之条、其旨相心

得可取調事

右の通り可相心得候

右の通御懸り御役人中被 仰渡候に付、御組合限り急速御取調、別紙雛形の通、其日稼のもの人別、半紙立帳片面四人つ、御認め、御支配御同役并組合御同役御老人つ、御加印被成、御調御出来次第早々御差出し可被成候、尤渡世向等御差略被成候ては不宜、全御救願相当のもの御書上げ可被成候、且渡世向不相当にても実々困窮致し、暮方難渋のものは得と御取調、其訳書下け札にて可被仰立候、此度義は、人別御書上後情細御調も有之候義に付、呉々入念奉公稼等罷出候もの不書出様、厚御取調御差出可被成候、此段御達申候、以上

但此度は格別御急に付、打懸り御取調、小人数の御支配分、当月

晦日迄御差出し可被成候

一、三才迄の小児を御差除、四才より御書出し可被成候

丑六月

町会所 年 番

一、何人暮

何町誰店

名主誰支配

何稼誰

丑何才

妻誰

同誰

悴誰

同誰

娘誰

同誰

父誰

同誰

母誰

同誰

同人店

何稼誰

丑何才

妻誰

同誰

懸り人誰

同誰

札け下

本文人別書上の義、小人数の御支配にて卷、式ヶ町の分、書面日限に不^不抱、成丈け手操出来次第御差出可被成候

一、何人暮

其日稼の者人別書上

何番組 何町 外何ヶ町

慶応元年六月

慶応元年六月十九日（六月二十一日）

何百何拾人

何ヶ町

惣人数何千何百人

右は其日稼のもの人別取調申上候、以上

年号月日

右町々 名主 誰印

何町組合名主 誰印

町 御会所

札け下

本文家主にて御救願候分は、其店末へ御書出し可被成候、店主女の分は、誰後家か誰娘と肩書御認め可被成候、道心者道心と御書記可被成候

町会所より御払相成候干飯の義に付、善悪共風聞御聞込の義御座候は、明廿日夕刻迄、定次郎方へ御申越御座候様仕度、此段御達申候

但干飯買不請候ては、御救願不相成様、強て店子へ申談候向も可有之哉に付、御含御調越可被成候

丑六月十九日

小口 世話懸

神田柳原請負地

町会所附神田請負地

右両町当分の内町用向の義、神田柳原請負地の方は仁左衛門方、町

会所附神田受負地の方は定次郎・喜左衛門方へ御申越可被成候
右御達申候、以上
丑六月 町会所年番

右御達申候、以上

六月廿日

組合 世話番

組々 世話懸 名主共

当二月於南御役所に被仰渡候大伝馬町・南伝馬町両町にて、御国役相勤候御伝馬御用相嵩、勤続相成兼、御救筋の御沙汰願出、難義の趣無相違相聞候に付、去子年より来辰年迄五ヶ年の間、惣町より御伝馬人足為助金と、老ヶ年千六百五拾両宛小間割上納被仰付、御年貢地并寺社領・町並屋・寺社門前地相除、御手限り町屋敷場所上・中・下割合、別帳割合の通り相心得、老組の内場所宜敷分、又は場末に至り候は、名主共勘弁致、右上・中・下の小間割銀高を目当にいたし、程能割合候様仕り、早々去子年分取集め、其組々世話懸名主より、来月中懸り町年寄方へ可差出候

右の通於町

御奉行所被仰渡、此旨申渡

丑六月

右の通被 仰渡奉畏候

慶応元年丑年六月廿一日

組々 世話懸 老人つ、

大伝馬町・南伝馬町にて相勤候御伝馬御用相増、難儀の趣相聞候に付、御伝馬人足為助成、沓ヶ年金千六百五拾兩宛、去子年より来辰年迄五ヶ年の間、町々小間割上納被仰付、御年貢地・寺社領・町並屋敷・寺社門前地相除、御手限り御支配町屋敷・上納地共、沓ヶ年分出銀割合左の通り

上の部 但小間沓間に付

銀沓匁七分八厘七毛余

沓番組 貳番組 四番組 五番組 六番組 七番組 八番組

拾沓番組

中の部 但同断

銀沓匁貳分八厘七毛余

三番組 九番組 拾貳番組 拾五番組 拾七番組 吉原

下の分 但同断

銀七分八厘七毛つ、

拾番組 拾三番組 拾四番組 拾六番組 拾八番組 拾九番組

廿沓番組

朱書 但貳拾番組并番外品川組の義は、寺社領并寺社門前地に付、

相除

一、拾五番組町々七拾ヶ町

小間高六千三百六拾貳間四分貳厘九毛、此銀高八貫百九拾沓匁

八分五厘七毛

慶応元年六月二十一日〜六月二十八日

但小間割に付、銀沓匁貳分八厘七毛余

右割付の通り相心得、組合限り名主共取計、去子年分来月中取集、当御役所へ差上可申候、尤一組の内場所宜敷分、又は場末に至り候は、組合名主共勘弁致し、前書上・中・下の小間割銀高を目当に致し、程能割合、差支無之様可致旨被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕候、以上

丑六月廿一日

組々 世話懸 老人つ、

下 札

上の部 組々	七月廿五日納
中の部 同断	同廿六日納
下の部 同断	同廿七日納

覚

米価格別高直に付、市中米潤沢のため、

小菅御殿御囲内におゐて御払米被仰付候間、買請望のもの有之候は、明後廿九日八つ時、小菅御殿御囲内米掛り詰所へ、市中米屋共罷出入札可致候、尤雨日送り候事

丑六月廿七日

町年寄 役所

右御配符に付、其町々米屋共へ早々可被相触候

丑六月廿八日

名主

米価高直に付、窮民へ御救米被下置、其日稼の者、人別是迄調方不行届に候哉、頂戴に罷出候もの、内、身形宜敷ものも打交り、不相应に有之、今般の義は入念右様の義無之様、調方可行届仕様見込御尋に付、私共打寄談判仕候処、是迄迎も等閑に相心得不申候へ共、聡と改候目当無之候間、其日稼にても自然身甲乙在之、多人数の義殊に御差急き相成候へは、精細の調に至りがたく、加除未決の者書上洩、当人歎願等に罷出候ては如何と存、先つ可見合と存候ものを差加候より追々押移、身柄に有之町境・支配堺・組合境等兎角六つヶ敷、隣境を見合、緩成方はよろしく、厳格の方は苛刻の取沙汰仕、御仁政に相障候様心苦敷、終に緩成方に相流候、調方の義は、店借にても糶呉服或は主人抔通勤等相除候は勿論、全く其日稼のものに限り書上可申、乍併表店借又地借にても身上退転間際近に店相仕舞可立退場合、無商売同様にて極窮のものも有之、是等は通例其日稼のものより却て難渋凌兼候も可有之候様のものは差加、名前・訳書下け札にて可申上、尤此類は稀々にて別格に候へ共、調方心得兼て入 御聴に置度、右の通申合候は、場所柄甲乙にも不抱、平等の調方一定仕へく様奉存候

御尋に付、此段申上候、以上

丑六月

組々 世話懸 名主共

本文店借の内、其日稼と申計にては、目当無之区々相成可申下哉、依ては店賃凡式貫文位迄を目当に致し、以上の分にては、格別難渋の分は兼て申上候通、其訳下け札にて申立候様可仕哉奉伺候、右は昨今名主共打懸り取調罷在候間、急速御下知奉願候

右は先達て御寄合の節、一応御打合申上置、御懸り御役人中へ申立候様御評儀の上、本文店賃の廉に下け札の通にて調方可仕旨被仰聞候間、此段御達申、御組合限り右心得にて早々御取調可被成候、以上

丑六月廿八日

町会所 年 番

関東八ヶ国より作出し候菜種を始め、油種物の義、関八州の外他国へ売出し候義不相成旨、度々触置候趣有之候処、近来右種物、米穀渡世其外のもの共、出来作に至り買置、追て高直の時節見計、他国へ売候ものも有之哉に相聞、以の外の事に候、向後油種類諸国積送り候義にて、勿論渡世違のもの共、猥に売渡候義致間敷候、右に付当丑年より三ヶ年の間、関東八ヶ国絞り油屋共、木杓柄に付鑑札杓杖つ、浅草橋場町御用油絞り所へ相渡置候筈に候間、右のもの共市中油相場に見合、相当直段を以売渡、正路に取引可致候、若前条の趣相背候もの於有之は、吟味の上急度可申付候

右の趣、関八州并御料は御代官、私領は領主・地頭より、不洩様可触知もの也

右の通可相触候

六月

七月朔日

町年寄 役所

何町誰店

日雇稼 誰

丑 何才

妻 誰

同 何才

悴 何稼 誰

同 何才

同 誰

同 何才

十六才以上

誰店

何稼 誰

丑 何才

妻 誰

同 何才

娘 誰

同 何才

十六才以上

一、何人暮

同断

此もの弟誰方に同居致し

何稼致し罷在候

悴 誰

同 何才

誰店

何稼 誰

丑 何才

兄 何稼 誰

同 何才

誰店

何稼 誰

丑 何才

何稼 誰

丑 何才

十六才以上

誰店

何稼 誰

丑 何才

妻 誰

同 何才

伯父 誰

同 何才

六十才以上

右誰娘

一、何人暮

此もの何の続合にて、誰方へ同居致し、何稼致罷在候

此もの義誰伯父にて可便

方無之、厄介に相成候へ共

病身にて稼方無之もの

此もの誰従弟にて同様

慶応元年六月〜七月四日

慶応元年七月四日〜七月二十二日

懸り人に相成居、貫仕

従弟

誰

事宮罷在候

同 何才

右は今般臨時御救被下置候に付、人別調方前書雛形の通、家族の内拾六才以上、男女の内次男より末男女の分、病身もの歟、又は何稼致し、親手元に罷在候分、申訳朱にて名前上へ相認め、并同居人・懸り人・厄介等、是又訳書朱にて名前上へ相認め差出し候様、急速可申通旨、御懸り御役人中被仰聞候間、御組合限り月行事持場所共行届候様、御取計可被成候、此段御達申候、以上

丑七月四日

町会所 年 番

右御達申候

丑七月五日

組合 世話懸

覚

明十八日より廿日迄、於
増上寺御法事有之候事

一、米価高直に付、潤沢のため浅草御蔵におゐて摺立米御私有之候
間、来る十八日朝五つ半時、同所御蔵へ米屋共不洩様可罷出候

丑七月十六日

町年寄 役 所

去る十四日晩

紛失の品覚

一、太刀造刀

老 腰

身、源盛政在銘

長式尺五寸五分

目貫赤銅菊の彫

縁頭銀斜子下る、藤紋所付

柄鮫白二の切

糸紺平巻

鐔鉄木爪水に紅葉の彫

胴金鑑共銀斜子

鞘塗黒(いカ)くんでんしほ

切羽金着せ

鍔銀栗形角黒塗、鴉目金着せ

下け緒鼠紺打交

子供□刀

老 腰

身無銘、老尺五寸

目貫赤銅稻穂に雀

縁頭赤銅斜子雀の彫

柄巻掛

鮫白二の切御納戸糸

鐔木爪形月に草花のほり(瓜カ)

鞘黒石地塗

栗形角黒塗

鴉目金焼付

切羽同断

龜同断

下け緒糸紺

右は南

御番所様御掛

丑七月廿二日 御達

八月 二日 返答

去る七日夜

紛失の品覚

一、太切造刀

壱腰

身無銘、長式尺壱寸位

柄鮫白糸色御納戸

目貫赤銅土筆形

縁頭赤銅

鐔鉄木爪形模様唐草与四郎金象眼

切羽鑑金減金

鐙銅金共に赤銅

鞘黒石地塗

鴉目赤銅

下け緒紫白打交長紐

慶応元年七月十九日〜七月二十二日

一、同脇差

身在銘、水田国重、大切先

血流し朱入

長壱尺壱寸程

柄鮫白、糸錆革卷

目貫金減金龍

縁鉄十六菊半分付有之

鐔鉄金はみだし小判形

金象眼模様雲形

切羽鑑金減金

鑑銀

鞘栗色石目銀に龍

さくりに有之

栗形角黒ぬり

鴉目赤銅

小刀柄鉄横筋金象眼丸龍

并鉄、水模様金銀象眼小桜

一、濃鼠紙布縮武田菱三所紋単物

一、藍鼠上布武田菱三所紋羽織

一、紺数寄屋花菱縫紋壱ヶ所女帷子

右は南

御番所様御掛

慶応元年七月十九日〜七月二十五日

七月十九日 御達

七月廿九日 返答

去る八日夜紛失の品覚

一、刀

身長貳尺貳寸程、乱焼 無銘

柄糸白茶小倉

但黒塗鮫、目貫うぶほ

縁赤銅斜子、蝶の模様

頭角

鐔木爪(瓜カ)、阿弥陀やすり

鞘黒笛巻

但栗形赤銅七々子、桐模様

切羽（ママ） 空立

下け緒紺浅黄打交

一、合口短刀

身長九寸余 直刃

無銘

柄鮫

但目貫鉄丸形、模様不知

鞘黒横はけめ

但栗形角

下け緒紺浅黄打交

右は南

御番所様 御掛

七月十八日 御達

来る廿八日 返答

右は御触紛失格別入念密々取調、似寄の品有之候は、早速名主方へ可申聞旨、返答来る廿八日迄無相違被申出事

七月廿三日

去る十六日八つ時頃

紛失の品覚

一、刀

但身長貳尺三寸貳分程

吉岡（ママ）在銘

縁頭四分一七々子、紋所

丸に花菱、赤銅象眼

目貫赤銅□定規

紋所丸に花菱金減金

中切羽赤銅、小切羽

鍔金着せ

鐔鉄真鍮象眼

柄卷下なめし革

巻本

柄糸鼠

鞘青漆石地

鐙四分一鍬形

右は南

御番所様御掛

七月廿五日 御達

八月 四日 返答

申渡

深川六間堀町 清右衛門地借 佐平次

其方義、諸色高直に付、居町・隣町并所持地面其外、平日出入致候難渋のもの共へ、金貳分・老分、又は老貴文つゝ、都合金百四拾四両施差出し候段、寄持(特)の義に付、為褒美銀五枚為取遣す

湯島六丁目 家持 嘉兵衛

其方義同断に付、金四拾六両余施差出し候段、寄持(特)の義に付、為褒美銀三枚為取遣す

芝口新町 政吉地借 嘉兵衛

其方義右同断に付、金六拾五両施差出し候段、寄持(特)の義に付、為褒美銀三枚とらせ遣す

芝口三丁目 定七地借 三郎兵衛

湯島六丁目 家持 安右衛門

元飯田町 源右衛門地借 嘉助

慶応元年七月三日〜七月二十五日

芝浜松町四丁目 家持 忠藏

浅草茶屋町 家主 甚兵衛

芝口三丁目 家主 平兵衛

其方共義右同断に付、三郎兵衛は金五拾貳両余、安右衛門は金四拾両余、嘉助は金四拾老両余、忠蔵は金四拾両、甚兵衛は金貳拾五両余、平兵衛は金貳拾両余施差出し候段、寄持(特)の義に付、為褒美三郎兵衛へ銀三枚、安右衛門・嘉助・忠蔵へは銀貳枚つゝ、甚兵衛・平兵衛へ同銀壹枚つゝとらせ遣す
右の通於北

御番所被仰渡候間、此旨例の通町々自身番屋へ張出し置候様可致候前書の通、如例組合中早々可申継旨被仰渡奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上
丑七月三日 南北小口 年番 受印

右の通、館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々行届候様御通達可被成候
七月四日 神田 年番

申渡

南品川海蔵寺門前 勇助店 与吉

其方義、六才の砌父茂七は病死致し、母ひさ義は眼病相煩、盲目に相成、按摩取いたし候に付、其方義も拾老才の砌より青物商売致、拾五才の節迄纒の稼いたし居候へ共、右にては助成にも相成兼候に

付、百姓・日雇稼可致と、母の古郷武州荏原郡下野毛村へ罷越、右稼致居、小遣錢野菜物等相送り、給分受候節は、食物等買調遣処、

母ひさ義盲目不見故、南品川海蔵寺門前利兵衛店徳全と夫婦に相成、ひさは貞心と改、暮居候処、徳全義も去る亥年中より眼病相煩、盲目に相成、其上兩人共手足不自由故、隔居候ては朝夕差支候

に付、同七月中在方より立戻り、当店借受、駕籠昇渡世致し、日々

早朝より起出、一日の食事拵等并汚物等洗濯、留守中無差支様いたし置、渡世に出、帰宅致し候へ共、親へ酒等為給、見聞の事持咄致

し心を慰め、好物は聊にても相求遣し、渡世先にて客より食事等為致呉候節は、肴其外持帰りを給、不怠渡世に出、諸事不自由も無之

様取計、日々病氣平愈のため鎮守天王へ参詣致し、薬用は勿論、大小便汚穢物等迄厚く世話致し、右躰継父・実母へ孝養を尽し候段、

寄持の義に付、為褒美と銀五枚被下候間、難有可奉存候

右与吉継父

病死 徳 全

母ひさ事 貞 心

其方共義悻与吉依孝心、老養為扶持と一日米五合つ、一生の内被下之候間、難有奉存へく候

右 町役人

右の通申渡間、其旨可存

丑七月

右の通北於

御番所に被仰渡候間、此旨例の通、町中自身番屋へ張出し置候様可致

前書の通、如例組合中早々可申継旨被 仰渡奉畏候、為御受と御帳へ印形仕置候、以上

七月廿四日

南北小口 年 番

右は館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々行届候様御通達可被成候、以上

丑七月廿五日

神田 年 番

右御達申候、以上

八月八日

組合 年 番

覚

一、勸行院様御逝去に付、今日より来る廿日迄鳴物停止、普請は不

苦事

右の通り被仰候間、相達申候、以上

八月十四日

覚

今十八日巳中刻

勸行院様御出棺可為 成事

右の通、町不残相触候

丑八月

町年寄 役 所

右の通御達に付、相達申候、以上

八月十八日

名主

丑八月朔日以来

紛失の品覚

一、拵付刀

壹腰

但無銘、式尺三寸程

縁頭鉄

黒塗鮫

目貫黒塗龍

柄糸革片手巻

鐔鉄撫角彫達摩應の図

鑓真鍮鍬形

下け緒木綿打紐

鞘黒た、き

一、合口短刀

但無銘、九寸五分程

鮫柄目貫無之

縁頭角ぬり

鞘黒ぬり

下け緒打緒

丑八月九日以来

紛失の品覚

一、拵付刀

壹腰

但半太刀作り、鑿金木綿袋入

無銘、式尺三寸余

縁頭鯉口形イナヅメ形柏葉

鑓無地銀

目貫赤銅蘭金色絵

鮫白

柄糸紺蛇腹打

鐔鉄縁菊形座金、象眼建長き方赤銅にて片ひつ埋有之

鞘黒横刷毛目塗

指裏鐔際に八本骨開扇の紋、銀にて塗込有之

差表并銀にて右扇の紋式つ付 裏銅

切羽赤銅切廻し

鑓銀着せ、鴉目銀

下け緒黒打

ノ

右は北

御番所様御懸り

八月十三日触出し

右御触紛失御達に付、相達候間、来る十九日迄取調、返答無相達可

慶応元年八月十七日〜八月十八日

慶応元年八月十七日〜八月二十四日

被申聞候、以上

八月十七日

名主

此度從京都・大坂への東西両街道筋、八幡・山崎へ、墨壁・関門・

船改役所御取建相成候間、淀川通船、陸地往來のもの、荷物等も相

改候筈に付、大川・陸通行致候者は、姓名相断不沙法(作)等無之様、改

を受可申旨、家来等のものへも不洩様可申付置候

右の通、万石以上・以下の面々へ不洩様可相触候

八月

右の通大坂におゐて被 仰出候間、得其意、向々へ可被相触候、尤

在坂の面々へは、彼地におゐて相触候

八月廿四日

右の通御書付出候間、町中不洩様入念可相触候

丑八月廿四日

町年寄 役所

丑七月十四日以来

紛失の品覚

一、拵付脇差

壱腰

身長壹尺八寸程

無銘 柄糸黒 鮫白

目貫赤銅、模様不相知

縁頭赤銅、虫模様珊瑚珠枝入

鐔赤銅丸形

切羽 鍬金着せ

鞘蠟色

小柄・小刀共延鉄、六歌仙模様

同十九日以来

紛失の品覚

一、拵付脇差

壱腰

身長さ壹尺壹寸程

銘 備前孝光

裏銘 文明十八年月日

柄焦茶糸

鮫白

目貫赤銅子規

縁素赤金色絵山水、赤銅玉縁取

頭角黒塗卷掛

鐔鉄木爪形透し(瓜カ)

切羽 鍬金着せ

鞘黒印伝しほ塗

小柄たがやさん菊桐の蒔絵

一、縮緬せんじ花葵紋付羽織 壱つ

右は北

御番所様御懸り

八月廿四日御達

右紛失物格別入念密々取調、似寄の品有之候は、早速名主方へ可申出候、尤返答、来月朔日迄無相違可被下候、已上

八月廿九日

名主

米直段追々高直に相成、右は素人直買も被仰付候義に付、如何様にも差繰商ひ可致の処、春米屋共義致難渋候趣にて、彼是苦情を唱候由、自然渡世相休候もの有之候は、名前御認め、拙者共の内、神田孫一郎方へ御申聞有之候様、世話懸中へ早々御通達可給事

九月廿日

北 隠密方

右御書付御渡被成候間、御達申候、且亦当閏五月中米穀素人勝手次第直引受候義、町御触出候処、不行届にも有之哉に付、右御触書町々自身番屋へ太筆に相認、張出し可申候旨御沙汰に付、是又別紙張出雛形相添御達申候、早々行届候様御取計可被成候、以上

九月廿一日

小口 世話懸

朱
丑閏五月廿二日

町 触

此節米価高直に相成、市中末々のもの難渋致候趣相聞候に付、米問屋共仕入米の外、上方筋・地廻り共入津の米は勿論、米穀等迄、追

慶応元年閏五月二十二日〜九月二十五日

て及沙汰候迄、問屋・仲買に不限、素人にて勝手次第直に引請、売買致し、他国取引手広に相成候様可致候、若米困置候もの於有之には、町中より可訴出候、吟味の上其米取上げ、従公儀御払可被仰付候

右の通、町中へ可相触候

丑閏五月

一、神事に付、出し印・万燈拵、又は俄手踊の目論見風聞有之候は、前以内密承知致し度、且右様の催無之候共、神事に付、喧嘩口論有之候は、是亦兼て承置度事

一、神社開帳、仏寺院等へ朝参り、通夜杯と唱へ、夜中大行に万燈持歩行候催風聞有之候は、前以承置申度事

一、兼々御談申置候町方御支配限り武家屋敷等にて、違変の義有之風聞御聞込候は、是又早々承知いたし度事

右の外都て事変候義、内密承置申度、拙者共の内、早々大八木四郎三郎・渡辺喜平次方へ御申聞御座候様致度事

右の通今般改、御組合内不洩様、御通達被下候様いたし度事

丑九月廿三日

南北 三廻り

前書御達の内、神事開帳并都て事変候廉御届の義、南北三御廻り方より御談に付、厚御心付可被成候、其節拙者共の内、最寄へ可被仰聞候、以上

丑九月廿五日

組合 世話懸

世話懸 名主共

右御達申候、以上

九月廿五日

組合 世話懸り

廿番組 世話懸り

米穀融通の為、在々所持の米穀、問屋・仲買に不限、素人にては勝手次第売買可致旨、当閏五月御触有之、其段町中へも触置、当節追々新穀も出候折柄に在之処、在々元方高直の趣にて、相場不相弛候、右は在々へ罷越、猥に相場上げ候哉にも相聞候、畢竟素人迄も

丑八月已来

手広に引受、米穀潤沢相場引下げ候御趣意に候処、相反し以の外の事に候、弥右躰心得違のもの有之候は、穿鑿の上急度可及沙汰候間、其方よりも能々可申論候

一、革羽織 四拾八枚

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

一、但蒲色表九曜背紋計 襟黒白小六筋

間、其方よりも能々可申論候

一、股引 百七拾九足

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

一、但浅黄に白横筋

丑九月廿四日

世話懸惣代

米沢町 名主 喜左衛門

一、木綿単看板 貳枚

幸町 同 次郎太郎

一、但紺表九曜背紋計

牛込馬場下町 同 小兵衛

一、木綿袷看板 貳枚

坂下町 同 新助

一、但黒襟黒白小六筋

右の通於北

一、木綿法皮(被力) 七拾五枚

御白洲に被仰渡候間、各々様御組合限一同へ行届候様、御取計可被

一、但浅黄前後白山道

成候、且又町々自身番屋へ急速張出し候様、是又御取計可被成候、

一、襟黒白小六筋

此段御達申候、以上

一、雲斎単割羽織 拾四枚

丑九月廿五日

貳番組

一、但花色襟絹にて黒白小六筋

四番組

一、縫紋不同

七番組

丑八月以来

紛失の品覚

一、拵付鎖り帷子 貳拾壹枚

内

拾三枚表紺布裏白布

緑皮色木綿茶色桜花形付

内

四枚表裏切前同断

緑皮色木綿菖蒲形付

内

四枚腰透し、表裏切前

同断縁無之

ノ

右は南

御番所様御掛り

九月廿六日 御達

十月 三日 返答

右紛失物御達に付相達候間、例の通密々念入取調候、似寄の品有之候は、早速名主方へ可申出旨、返答日限迄に相違なく可申出候事

十月朔日

名主

火の元の義、銘々厚く可心懸は勿論に候へ共

慶応元年十月朔日〜十月十五日

御進発御留守中の義にも有之、追々寒気の時節に相成候に付、猶別て嚴重に相心付、精々入念候様可致候

右の通、町御奉行所より被仰渡候間、町中家持・借屋・店借裏々迄、不洩様入念早々可相触候

丑十月十一日

町年寄 役所

年月相分兼候

紛失の品覚

一、具足 壹領

但紋籬に菊

一、番具足 壹領

但合印金文字

一、猩々緋陣羽織 壹枚

但紋籬に菊

一、緋精好陣羽織 壹枚

但紋金摺込井筒

一、白文流陰羽織 壹枚

但合印黄夏の文字

右は北池田播磨守様御番所

十月十日 御達し

同月十七日 御返答

右紛失物御触書御達に付、相達候間、例の通取計、密々入念調、似

慶応元年十月十五日〜十一月朔日

寄の品有之候は、早速名主方へ可申出旨、返答来る十七日迄無相違可出申事

十月十五日

名主所

去る朔日

供先仲間持逃

紛失

一、唐雲斎火事羽折(繼) 巻 三

但彫付菱紋三所紋

一、筒袖割羽折(繼) 巻 三

但彫付菱紋矢筈の内

一、大隊教練書 三 冊

一、陸軍教練書 三 冊

但蔵書印付

一、陣笠袋 巻 三

但斎藤音五郎と印付

一、七寸重箱 巻 三

但彫付菱紋付

去月廿二日夜

紛失の品覚

一、木綿紺陣股引 巻 三

右は北御番所御掛り

十月十二日 触出し

十月廿一日 返答

前々も相触候通り、風烈の節町中火の用心の義、家持は不及申、借

屋・店借裏々迄、月行事見廻り急度可申付候、并先達て申付候通

り、水溜桶に水を入、処々差置、風烈の節は往還へも水を打、こみ

不立様可仕候、水溜桶の義は、出火有之節のために候間、所々差

置、無懈怠冬春の内、別て入念可相守候

但瓦葺にて無之場所は、猶以可相守候

右の通従町

御奉行所被 仰渡候間、町中不殘可相触候

十月廿七日

町年寄 役 所

来寅年曆板行の義、曆問屋拾壹人の者へ写本相渡、板行申付候、依之拾壹人の外、脇にて曆類一切為致間敷候、右曆の義は重き義に付、年々右の趣相触候処、近年曆類に紛敷板行致候もの有之候由相聞、甚以不埒の至に候、向後略曆并大小の類一枚摺の品に候共、聊も曆に似寄候品の類、売買は勿論、辻売等堅く為致間敷候、若相背曆類に紛敷事致候もの有之候は、嚴重に咎可申付候条、町役人共より可訴出候、等閑に差置候は、家主・五人組・名主迄咎可申付候、此旨町中急度可相触もの也

丑十一月

右の通、町中家持は不及申、借屋・店借裏々迄不洩様為申聞、曆類に紛敷事堅く為致申間敷候、此旨町中不殘可相触候

十一月朔日

町年寄 役 所

覚

一、今日根岸肥前守殿御役御免被仰付候に付、為相知候

一、今日山口駿河守殿町 御奉行被仰付候間、此旨町中可相触候

丑十一月二日

町年寄 役 所

申渡

町方支配町人拝領屋敷・預り地・抱屋敷・抱地、名前・間数・坪数、去子年六月中書上候振合を以、半紙縦帳にて相認、組合限り取集め、年番名主より来る六日迄に可差出候

但去六月中書上後所持致候分、并右書上置候内讓渡に候分、是又

可書上候、無之組合は其断書半紙縦帳に認め可差出候

右の通組々早々可申通旨被仰渡奉畏候、以上

十一月朔日

南北 小口年番

右の通館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、各々様御組合限り早々行届候様御通達可被成候、以上

丑十一月朔日

神田 年 番

慶応元年十一月朔日〜十一月五日

鍛冶屋共ふいこ祭の節、子供に交り多人集致、礫を打、其外あはれ候もの有之由相聞、若右様の族有之には召捕置、月番の番所へ可訴出旨、町中可被相触候

十一月

右の通於町御奉行所に被仰渡候間、町中家持・借屋・店借裏々召仕迄急度可相守旨、町中不殘可相触候

丑十一月五日

町年寄 役 所

三井金十郎

桜井鍋次郎

岡田源三郎

新島万次郎

内藤銀蔵

右当分の内、臨時廻り助被仰付候間、組々早々御順達可被給候、以上

十月廿四日

北 臨時廻り

臨時廻り当分助

中村佐七

岩井勝之助

古谷鏑助

秋山小次郎

小野田清吉

慶応元年十月二十六日〜十一月二十九日

右の通今般被申付候間、組々へ早々御通達有之候様致候事

十月廿六日

南廻役

右の通御書付御渡被成候間、組々早々御通達可被成候、此段御達申候、以上

丑十月廿六日

神田年番

北人足改御下役内藤銀藏殿御退役に付、已来御筆様御届ものは河原(頭脱カ)

清太郎殿へ御差出し可被成旨、急速申通候様御談に付、此段御達申候、以上

十月廿八日

長沢次郎太郎

人足改下役 内藤銀藏跡

秋山勝十郎

同増下役

葛岡彦太郎

右の通被仰付旨、北

御番所にて御書付御渡被成候間、此段御達申候、以上

十一月廿九日

壱番組 年番

口達

四谷伝馬町三丁目北側横町東角より八軒目

一、表 京間三間

裏巾 同断

裏行 式拾壱間五寸
東西共

此坪数 六拾坪余

此沽券金 三百五拾両

右地所の義は、元藤助と申者所持罷在候処、身上向不如意に相成候に付、同人義其砌

町会所積金の内、別段金式百五拾両、弘化元辰年中拝借致候に付、右金子其俣にて、谷中天王寺門前町家持小兵衛義、天保十一子年正

月中買受、其節同人より金百両持出し候処、当節同人義病死難洪致候に付、流地願出候趣に付、隣町におゐても望人有之候は、右金子其俣其ものへ尚又御貸付相成候に付、当町は勿論、居廻り共取調

可申立旨被仰渡、此段及御達候、以上

但望人有之候は、其もの名前可申出候

丑十一月十七日

名主

去月廿五日夜

紛失の品覚

一、拵付大小

壱腰

刀身長さ式尺三寸余

但銘近江守藤原綱広

頭黒角卷掛け

柄糸黒卷下、白蛟卷の切

縁赤銅七々子、金獅々高彫

但銘進藤光俊と銘有之

目貫金無垢牡丹

鐔赤銅七々子金紋にて花葵三つ高彫

羽切小刻金着せ

鍬金着

鞘蠟色、鴉目金無垢

一、同脇差

身長さ壹尺五寸余

銘筒井越中守藤原包国、拵同断

一、小柄赤子斜子牡丹金紋

裏金含にて程乗作と光美の極彫有之

下け緒黒打

一、拵付脇差

身長さ壹尺五寸位

古刀銘不知

縁頭赤銅七々子、水に葵金銀色絵高彫

目貫赤銅葵金銀色絵

柄糸鼠卷下鮫白

下緒鼠平打

鞘銀小桜金貝に櫻呂毛磨出し

鐔鉄梅の透し

切羽赤銅鴻の巢

小縁金

鍬火色、棟と齒の方金着せ

一、小柄 四分一銀にて月に郭公の彫

一、同 短刀 壹 腰

身長壹尺三寸位

但銘葵御紋に康継と有之

指表髭題目の彫

裏に三拾番神と有之

縁赤銅、浪に金龍の彫

頭赤銅、浪に鳥千の彫

鐔鉄丸、切竹の彫

鞘いちく花葵の紋ちらし

下け緒黒白打交

一、鉄鑄筋甲 壹 つ

筋は三拾軒以上、睨と不覚

銘早乙女と有之

其外文字寛す

紅麻繩

八幡坐金減金唐草高彫

吹返し花葵金紋有之

慶応元年十一月十一日

一、鉄小核鎧胴式枚にて背と前計、脇板無之品

威し糸、紅黄様の色

草摺五段下げ

七軒胴裏革張

小手・臍当無之、袖模様不分

佩立革にて黒塗、其外模様不覚

一、鉄七宝繫鎖着込

裏御小納戸、麻にて花葵の紋散し

一、同断繫鉢巻鉄頭巾形

裏晒御納戸紋散し

一、鉄色髪斗目小袖 巻 つ

但紋所花葵五ヶ所

裏鼠絹腰白へ浅黄横竖縞

一、右同断衿 巻 つ

紋所裏同断、腰茶口 入

一、黒羽二重花葵五ヶ所紋付男衿 式 つ

裏花色絹 巻 つ

一、右同断男小袖 巻 つ

裏鼠絹 巻 具

一、龍門鼠小もん上下 巻 具

但紋所裏同断 巻 つ

一、縮男帷子 巻 つ

紋所藍にて花葵五ヶ所

一、黒木綿紋付男小袖 巻 つ

紋所右同断

一、縮玉子色花葵五ヶ所紋男帷子 巻 つ

一、晒蒲萄鼠藤花菱紋付染返し反もの 巻 つ

一、黒袖丸に桔梗紋五ヶ所、裏松葉色男単物 巻 つ

一、晒空色花菱五ヶ所紋男帷子 巻 つ

一、縮空色紋付男帷子 巻 つ

紋付五三の桐五ヶ所紋

一、縮柿色丸に梅鉢五ヶ所紋男帷子 巻 つ

一、晒鼠花葵紋男帷子 巻 つ

一、晒唐花御紋付男帷子 巻 つ

一、呂濃鼠重ね付女帷子 巻 つ

但紋付花葵五ヶ所

一、鼠縮緬花葵五ヶ所紋女帷子 巻 つ

一、鼠縮緬御紋付、裾模様松の形女小袖 巻 つ

一、黒浮織花葵紋所女小袖、胴裏紅裾廻し鼠縮緬 巻 つ

一、黒縮緬紋付女小袖 巻 つ

紋所梅鉢五ヶ所紋

一、斜子濃鼠根松の模様引返し小袖 巻 つ

胴裏紅、紋所花葵五ヶ所

一、御召縮面小松葉の浮織女小袖 巻 つ

但紋所白糸にて花葵三つ縫付

胸裏紅、裾廻し鼠縮緬

一、黒呂花葵紋付女帷子

巻つ

一、南部縮緬藍見甚縞女小袖

巻つ

紋白糸にて花葵紋縫付三ヶ所

一、木紋御納戸野羽織

巻つ

紋所花葵三ヶ所

一、紺金巾花葵紋三ヶ所野羽織

巻つ

一、海老色山舞入紋縮緬花葵紋小立振袖

巻つ

胸裏裾廻し鼠縮緬

一、猩々緋守巾着

巻つ

白羅紗にて花葵紋、饅頭ふさ、根付木彫福祿寿の奈良細工

一、黄羅背板火事羽織

裏黒八丈、紋所白羅紗花菱の紋、饅頭ふさ、石帯胸掛右同断

右は北御番所様御懸り

十一月十一日 触出し

同 廿日 返答

申渡

駿河守殿来月初御月番御勤被成候事

右の通如例組合中可申継候

慶応元年十一月十一日〜十二月十二日

丑十一月晦日

南北小口年番

右樽俊之助殿にて被申渡候

十二月四日

組合年番

頃日町中所々へ夜分盜賊押込、又抜刃を以往来人を申威し、金錢奪取、手荒の及所業候由相聞、右躰のもの有之候は、兼て相凶等申合置、両隣は勿論、最寄の者共速に欠付、打寄取押可申、若手余り候は、打殺候ても不苦候間、其上にて可訴出候

右の通去々々年相触候処、頃日尚右及所業候もの有之趣相聞候間、弥無違失可申合候

右の通、町中不洩様早々可相触もの也

右の通従

町御奉行所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

丑十二月三日

町年寄 役所

但番屋へ張出し置可申候

覚

押込盜賊途中手荒の盜も有之、町触并被仰渡も有之候処、市中の内申合不行届場所も有之、且御留主中別平穩に相成候様致度、右に付町内申合事変候義有之候は、相互に拍子木又は太鼓・銅たらい杯の内申合、相鳴し候様にもいたし、捕押方行届候様致度事

一、市中拙者共見廻り候へ共、自然其模様寄、町役人并薦人足も

相集候歟、棒其外得物用意も可有之哉、其次第騒敷節は、各方御宅南北最寄へ出張致し可申、右は南の方は何町、北は何町、東西迄も、出役場所凡極置度、尤非常の義に付、於各方御良考も承知致度事

丑十二月十二日

南北 三廻り

町々におゐて、押込・追落、其外抜刃を以手荒の所業及候ものの義に付、前々御触の趣も有之候処、申分不行届の場所も有之に付、此上申合行届

御留守中別て平(穩カ)に相成候様可懸心旨、御談御座候

此義兼て御触の趣相心得、自身番屋へ相詰候町役人并町抱罵人足或は店人足等、消防道具の類用意致し、捕物方手余り候節は、打殺候程に心懸け罷在候間、往来騒敷節は、早速出向ひ候筈に候へ共、近來追落等に出逢候者、声立候は、怪我可致と気怏れ致し、品物被奪候後、自身番屋へ為相知、又は無沙汰に立帰り、往来騒敷程の義も無之、押込杯も内外に手配り可有之と人数見積り兼、是亦疵受候よりは品被奪候方無難に存、騒敷義無之、自身番屋間遠の場所にては、一町内にては不相知事問々有之、向後店々のものへも厚申合、隣家へ相図等の申合等も為致置候様可仕候

一、各方御見廻り事騒敷節は、最寄名主宅へ御出張可有之、右に付南の方は何町、北は何町、東西夫々御出役場所凡極置候様、御談御座候

此義別段申上候通り、追落等も暫時の間に埒明、又抜刃を以手荒の及所業候も、時刻押移候程の義は稀にて、其町内ものもの出逢候間合無之類多く候間、場広の市中最寄にて御出役場所取極候ても、其場所へ可申上間合有之間敷、尤も場所取極御出役御座候は、其最寄は彼方にて遠慮致し、右様の所業仕間敷、間遠の場所より申立は間に合兼可申様奉存候

一、市中場広の義、各様修夜御手分け御見廻り被下候ても、御見廻り前後に事有之候ては、無詮義に付、私共談判仕候処、各様方御手人数在罷在候義に付、老兩人にて老、式丁位最寄々々にて受持、夜中自身番屋にて休足致居、心付候様被仰付候は、其間に合、事実御調の御用弁にも相成、入 御聴候方も速に可有之、此儀被仰付候ても如何可有之哉、左候へは、各様方御見廻り先御割振の義も、御手人は相弁居、便利可宜敷奉存候

右御談の趣に有之候間、御出役場所相撰候処、御出役御人数御上下御手人等にては、余程手広に無之候ては不相成、且終夜の義、其家内の者打臥候ては、湯茶其外御弁当の砌御不弁可有之、毎夜不寝番致候義差支、容易に場所取極兼、無扨前段の趣相談相決申上候義に御座候、已上

丑十二月

組々 世話懸 名 主

一昨御相談申候書取、大八木四郎三郎殿・渡辺喜平次殿へ差出候処、御廻り方市中御見廻りの節、御手人等多人数御召連、夜中御見

廻り有之候に付、其最寄々々にて水茶屋にても休息所用意致置候義、御談有之候義に付、何れの辺御見廻りと申義、前以御達有之候は、不都合無之様可仕旨、右休息所御組合限り御書出し可被成旨、御談御座候

但休息所名前御書出可被成候

右御休息所

拾五番組 申合

式拾番組

四谷伝馬町壱丁目

家主 水茶屋 大泉 八十吉

右の通御相談の上、相極申上候、御承知可被成候

一、御達の内、店々のもの共相図申合方の義、御支配限り精々御談、不行届無之様御取計可被成候、且行届候段御文通にて最寄へ早々御申越可被成候、以上

十二月十七日

組合 世話番

南北小口 世話懸 名主

名主役跡目の義、縦令幼年に候共、実子にて拾五歳にも相成、纔に三、四年後見相願候は格別、養子致し候上は、直勤相成候者を相撰可申筋に有之、向後右の趣相心得へく旨、名主共へ可申渡置候右の通北於

御奉行所御差図に付、申渡之

丑十二月

慶応元年十二月十四日〜十二月十七日

右組々可申繼旨被仰渡奉畏候、以上

慶応元年十二月十四日

南北小口世話懸

新革屋町 名主 定次郎

外式人

右の通館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

十二月十四日

世話懸

組々世話懸 名主共

真鍮錢・銅小錢の義、歩増可成候処、素人共手馴不味合より自然危踏、通用不宜風説相聞候に付、素人共無懸念通用可致旨、末々迄行届候様、先達て南北小口年番名主共へ申論置候処、通用方不行届、今以素人共嫌忌通用不致由、以の外の事に候、世上一般歩増通用被仰出候儀義に付、無滞通用可致条、町々家持・借屋・店借裏々々仕等迄、沓人別に不洩様可申聞候、若此上取引相断候もの有之候は、其方共より名前可申立候

右御達の趣奉畏候、為御受と御帳へ印形仕置候、已上

十二月十六日

組々 世話懸

右は樽俊之助殿にて被申渡、早々行届候様店連判取置可申旨、御談御座候間、御支配限り店連判取置、行届候段最寄へ御文通にて御申越可被成候、以上

十二月十七日

組合 世話懸

慶応元年十二月二十九日〜慶応二年正月十一日

丑十二月十九日以来

紛失の品

覚

一、錢箱

老 っ

但清の字焼印付有之

右は南 御番所様御掛り

十二月廿二日

御達

寅正月 二日

返答

右の通相達申候、以上

十二月廿九日

名主所

去丑十二月廿九日以来

紛失の品

覚

一、引はた入刀

老 腰

但刀身長式尺老分

水心子秀世作在銘

縁頭・小尻共鉄地

世宝銀象眼

鍔鉄赤銅四分一 桐の紋

目貫赤銅色絵午引猿の彫

靱朱石地塗

南御番所御掛り

正月 四日

御達

正月十三日

返答

右相達申候、以上

正月七日

名主

押込・追落・盜賊の義に付、兼て申合方等の義も有之候処、当春も不穩、就夫今般御沙汰有之、拙者共市中町々自身番屋詰方、各方見廻り心付等の義迄、夜中より翌晝迄相廻り、番屋の人数改共、且詰合名前等迄巨細に書出、翌朝両役所へ差出候様にとの義、兼々被仰渡の通り、町々木戸五つ時限りメリ嚴重、送り拍子木にて無等閑様厚可申渡との義に有之、右は町触も有之候通り、手余り無余儀盜賊打殺候もの共は、夫々御褒美被下、必引合等迷惑に不相成様にとの御沙汰、且真実に相守候へは、自然取締も行届候義にて、御進発御留守中別ての義に付、右の趣番屋にメリ方急速に被取計、詰合のもの銘・名前等見廻りの節書出改め、等閑の義有之候迎、各方詫等不被致候様、兼て御達申候

寅正月

南 北 三廻り

寅正月幾日

何町

月行事 誰

火の番 誰

書役 誰

店番 誰

番人 誰

同 同

右は町々限り、兼て詰合候人数名前書、御見廻りの節、半紙綴込相成候様認置、差支無之様御申付可被成候、以上

正月十一日

右は昨十一日、南北三御廻り方御立合にて御談有之、嚴重御見廻り有之趣に付、御支配限り町々番役夜中詰合の者、懈怠無之様厚御申談、木戸メ切送り拍子木等迄、各々様御見廻り精々御心付、急速行届候様御取計可被成候、此段御達申候、以上

正月十二日

組合 世話懸

去丑十一月廿五日以来

紛失の品覚

一、銀無垢浪の彫縁頭 巻組

但頭深く縁並鉢

一、銀無垢一輪菊柄胴金 巻つ

但両面目貫穴有之

一、銀無垢無地合口金物 巻つ

但両ひつ

一、四分一銀に金色絵、桐の形半太刀鐙 巻つ

一、素銅蝶に蜻の目貫 巻組

右は北

御番所様御掛

正月晦日御達

寅正月廿一日以来

紛失の品覚

一、刀 巻腰

中身無銘、長さ式尺三寸五分

柄白糸巻

縁頭四分一、六歌仙彫光次と銘有之

目貫赤銅獅子

蛟白一の切

鏝撫角にて鉄金象眼

切羽金きせ

鉏金焼付

鞘朱見甚塗(通巻)

鑑銀欽形龍の彫

筭鉄竹の彫

慶応二年正月十一日〜二月五日

慶応元年十二月二十七日〜慶応二年二月五日

下け緒葡萄鼠

外に

一、黒袖四つ目紋付男小袖 壹 っ

但裏花色秩父絹

一、木綿鉄御納戸沢潟紋付羽織 壹 っ

但裏花色秩父絹

一、木綿鉄御納戸紐酢酸単紋付割羽織 壹 っ

但裏紋金絹

一、麻上下丸に三つ引紋付 壹 具

右は北

御番所様御掛

正月晦日御達

右御触紛失物、其町々裏々迄入念相調、似寄の品有之候は、早々

可申出候、尤有無返答、明後七日迄、是又可被申出候事

二月五日

右御触五日即刻坂町迄遣立申候

名主

覚

町々表店の者より月々店番銭の儀、壹ヶ月分小間割合何程つ、出銭

致候と申義、且一昼夜店番人何人つ、呼上候哉、両様共早々取調、

明朝迄に可被申出候、以上

寅正月五日

名主

仏国博覧会へ可差遣品書

男女衣類 簍 木綿又は絹の手袋 足袋 襟巻 織物各種 麻

絹糸 酒類 醬油 油類 革類 食物の類 烟草 茶 食物に用

粉 餅数種 野菜物果物の見本 蒸酒製の飲物 唐銅 水晶・不

二石・花紋石・馬腦其外堅石の各類 建物雛形

紙の木各種 油を製する木 木綿 シエン（マ）一種 桑の見本 木綿

の糸 日本産の穀各種 米 胡麻 芋 菜種 粟 懷中物 烟草

の具 彫根付 団扇 男女化粧道具 鏡 駕籠類 人形 楽器

揚弓 花活 塗物各種 錦絵 下駄 雪踏 版摺道具 絵本 独

楽 屏風 掛物 釣鐘 農具 画 国図 鑄銅細工 画帖 画卷

木・象牙・金簇等の彫刻物細工 花面・絹地・木葉へ認画 手記

の書冊 木判（マ）の書籍 字印を記す金簇（マ）の枚 書管紙（マ） 鼻紙類 諸

用の紙類 墨 厚紙 冊子綴方の見本 扇子 提燈 札式に用ゆ

各様の紙 獸骨・木・金簇・石・水晶等の刻印 療治に用針 睡

氣を起す什器・絵図面類 日本人家内に用ゆ道具 欧羅巴より渡

来の小道具を除総て日本製の漆器其外細工物 机 飯台 榻 右

種々もの載る台 座蒲団様のもの 木漆器 食事備ふ器皿

飯台に附属する諸品并敷物 金銀にて細工せし物 風流成手細工

婦人の首飾 懷中物等の金銀鎖り 懷中鏡 頭様の飾 各種黄銅

細工の器物 燭台 蠟燭建 大成黄銅の香炉 其外銅細工の器物

日本製の時計 髮油 精油 香囊 香装道具 紙を入れる細工箱

塗板 青貝塗 書物文庫 手拭の箱 婦人針箱 藥物を入る箱
硯箱 硯石 水入 筆墨等附屬棚 書架 □髻 雨傘 鯨漁に用
る鉤 馬荷の行李 肩荷の行李 (マヤ) 一茶道具 食事什器の箱 獸
皮 獸角 鳥人羽毛 鼈甲 シエン (マヤ) 一種の蟲、桑の虫を取集しも
の 絹のいまた糸に製さるもの 葉草 香類 染草 水菓
蚕珠 (マヤ)

仏蘭西国都府におゐて博覧会の節、御国産可被差遣筈に付、右品の
内有志の町人共へ取集め、其外御任せ可相成候間、市中望のもの
は、来る正月十八日迄の内、北

御番所へ可願出候

右の通、町中不洩様、入念早々可相触候

丑十二月廿七日

町年番 (寄カ) 役 所

右は去十二月中、仏国博覧会へ差出候望の内可申立旨、町御触有之
候処、願人無数に付、組々限り其筋渡世のものへ不洩様申聞、否可
申立旨、品書并規則書御渡被成、樽俊之助殿被申渡候間、御支配限
り御調の上、右望のもの名前、来月九日朝五つ時、有無共御持寄可
被成候、此段御達申候、以上

寅二月廿九日

組合 世話掛り

組合人宿并素人共諸奉公人請に立候節、弥以入念欠落等無之様吟味
仕、当所の判賃取候を專にいたし、奉公人出所并欠落物に吟味も無
之請に立、差出候族有之に付、欠落等不絶候、畢竟請人共不埒の事

常にて、前々相触候通り、欠落もの四、五人にも及び、筋悪敷出入
有之人宿の分は、其町々名主支配限り遂吟味、書付封にて月番の番
所へ可差出候、不埒の宿有之、外より相知候は、家主・名主迄
可為越度候

一、素人共の義、親類の外一切受に立間敷、たとへ親類たりといふ
共、拾人より多く受に立候義仕間敷旨、先達て申付候通可相守
候、若又拾人の外に立候敷、欠落者引込候者有之、組合の人宿よ
り訴出候は、吟味の上急度可申付候、銘々家主別て入念可相触
候

一、諸奉公人召抱候節、主人方より請人の家主・名主方へ相尋、受
に取可申候、尤家主・名主方にて所々より尋に來候節、素人宿に
て受に立候義相違無之、無滞可申遣候

惣て供廻り寄子共、かさつ無之様、前々より触置候処、不法之
有之候故、去る子年御仕置申付置候処、其後は相慎候哉、当時於
供先には、かさつ不法の義は先不相聞候へ共、程過ぎ候に随ひ、
若不埒のものも有之候は、無用捨召捕、敷敷御仕置可申付候
間、前々より触申渡の趣急度可相守候

但寄子共供先におゐて鑓・長柄等投上げ、供立場広に致し候義
無之様、兼て申付候通弥以堅く可相守候

一、前々触置候通り、陸尺共中間と申義は無之処、国もの知行抱の
陸尺共は駕籠を並へ置入不申、悪言等申類は不埒の義無之様相
鎮 (撰カ)、何国の陸尺にても、互に除合間際迄駕籠を入させ候様、受人

慶応元年十二月二十七日、慶応二年二月二十九日

口入のものより堅可申付候

一、武士屋敷軽き奉公人、部屋子と申傍輩には無之ものを置候義は難相成事に候、右の内には取逃・欠落いたし、又は奉行所より尋もの、或は博奕等致し候もの有之哉に相聞候に付、屋敷にても厳重に致吟味、不召抱ものは一切不差置候筈に付、町方より差出候奉公人他もの部屋に差置間敷候

一、諸家徒士・押足軽・手廻り中間・陸尺等、風義不直、不埒の所業有之候に付、文政三辰年以來、度々右渡世筋のものへ申渡候趣、并陸尺・手廻り共入込と唱、寄子共請人を替、外屋敷へ被抱候義は決て難相成旨、其外去る酉年数ヶ条申渡の趣等、忘却致間敷候

右の条々堅相守可申候、猶組合のもの例月番所へ届候義、弥以無等閑相心得可申付候、若於相守^(マヤ)には、番組人宿共は家業取放候上、厳重の咎申付、素人宿共も厳敷咎可申付もの也

寅二月

右の趣奉公人請に立候ものは不及申、其外町中不洩様可相触候

二月廿九日

町年寄 役所

覚

今十九日より廿四日迄、於

東叡山御法事有之候間、其町々厳重厚見廻り候様可被致事

三月十九日

名主

覚

町々 絵双紙屋共
素人 共
道具屋 共

右は御見合候義有之候間、近世浮世絵豊国其外の画にて、極彩色女^(マヤ)絵又は景敷等にても、絹地認候巻物・面状の類、又はまくりと唱候類にても、掛物にても所持のもの、今晚中取調、右品明曉六つ時迄、孫右衛門方へ呉々無間違可被差遣候、尤夜中の義に付、其段相心得、実々無遅滞可被差出候、以上

三月廿四日 夜五つ時

名主所

去月八日

紛失の品覚

一、拵付刀 壹腰

但無銘、身長さ貳尺三寸六分

一、縁頭赤銅七々子金小縁

一、鐔鉄丸形竹に虎の彫

一、柄糸鼠内記打

一、目貫赤銅籠

一、蛟黒ぬり

一、鞘栗色石地ぬり

一、切羽鉏金焼付

一、鑑真鎌鋏形石目

一、下げ緒黒糸平打

右は北

御番所様御懸り

右御触紛失物、其町々入念取調、有無返答明後四日、無間違月行事

中印形持參可被申出候事

寅四月二日

名主

天保度吹立候式朱金の義、追て通用停止可被仰付候間、所持のもの共引替可差出旨、去々子四月中相触置候へ共、兎角引替方遅々致候に付、向後世上通用停止可為候、就ては引替御手当、是迄百両に付三拾両の処、六拾両被下候間、早々引替可申候、右様格別の歩増被下候上は、速に引替可申候は勿論の義、若此上利欲に迷ひ持貯候歎、質入等致候族有之は、為へく曲事候

右の趣、御料は御代官、私領は領主・地頭より、不洩様可被相触候

四月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

寅四月六日

町年寄 役所

口達

一、諸出入并御吟味物其外御用筋にて御呼出の節、早速其者へ申達

慶応二年四月二日～四月十三日

候へ共、兎角等閑に致し置、又は遅刻或は其御用筋心得候杯と家

主へ申聞、名主方へ不罷出、直に御役所へ罷出候ものも有之、中

には不參致候ものも有之、手違等出来不都合の事に付、以来右躰

の義無之ため、御差紙の節は其者并家主并五人組迄も請印取置

候間、当日差添罷出候もの家主・五人組迄も、印形持參御差紙請

に可被罷出候、且家主に候は、五人組兩人附添、是亦前同様取

計可被申候、右は是迄不依何事に配符順達方、不宜趣度々相聞候

間、以後等閑の義無之様、其時々詰合のもの相心得、順達物は当

人へ申聞、家主よりは組合のものへ即刻申通、右配符は其町内よ

り直に順達可被致候、且亦御差紙配符の節、向後老人毎に其町自

身番屋へ配符差出候間、若遅刻相成候節は、猶雇人を以呼寄候

間、其段相心得、不都合の義無之様、一同へ右の段可被申談候

右の通今般相改及惣違候間、行届候段別紙雛形の通、家主連判にて

可被差出候

慶応二寅年四月四日

拾五番組 名主一同

右は去る四日、寄合席におゐて打合候間、前書の通り相心得可被申

事

寅四月十三日

名主

町々 行事衆中

差出申一札の事

一、御差紙相附御呼出の節、当人并家主・五人組差添、刻限無違滞

可罷出候、且家主に候は、組合のもの兩人付添、無相違可罷出候、尤当日罷出候もの請印可仕事

一、御差紙頂戴仕、御呼出し相成候名前書継送りに相成、不都の義(合脱カ)

有之候旨被申聞、以後老人毎に御呼出有之、若遅滞相成候節は、

其度々御呼出し有之段、御申聞被成、是亦承知仕候、向後不都合

の義無之様可仕候

一、継送り御呼出の節は、当人・家主・五人組差添可罷出候、且亦

御呼出しは其町より直に順達可仕候

右の通、私共一同へ御申聞の段承知仕候、此上等閑候もの有之候は

、何様御申立被成候共、其節一言の義申上間敷候、依之家主一同

請印仕置候、以上

寅四月 町々 家主一同 受印

覚

寅四月六日以来

紛失の品

一、藤色紹紋付晒麻重付振袖 巻つ

(瓜カ)
但爪の内三つ柏

右御触紛失物、其町裏々迄入念、似奇の品有之候は、早々可申

出、且有無返答明日中

四月十六日

名主

神田松下町巻丁目代地

勝之助地借 吉蔵

外七拾四人

其方共の内、吉蔵・清蔵・金三郎・はな・仙次郎義元方致し、両国

広小路又は幸橋御門外広場等へ葭簀張小屋補理、歌舞(伎)役者の弟子

并旅役者共集め、歌舞(伎)狂言為致候由、右は先年も申達候通、市中

取締筋に拘り候義に付、早々場所可引払

一、村右衛門外五拾九人義、渡世替不致候は、猿若町へ引移、歌

舞(伎)役者共弟子に相成、兼て夫々申渡候様厚相心得、万一申渡相

背歌舞(伎)役者に紛敷義相聞候は、無用捨召捕候間、其旨可存

一、鶴・とき・さん・たか・すか・みや義は、以来右様の稼決て為

致間敷旨、銘々親・夫より急度申付候様可致

一、次郎兵衛外七人、兼て請負御橋番屋水防助成地の内、両国東西

にて自今以後、狂言筋の見世物差出候義不相成候間、其旨相心

得、地所貸渡方精々可心付

猿若町

名主 定次郎

同 喜左衛門

同 平右衛門

同 七左衛門

右申渡の趣、其方共より座元并役者共へ申通、此上渡世替不致ものは、猿若町人別へ差加候様可致

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

寅四月十八日

右吉藏外 一同

町役人 一同

右の通駿河守様於御白洲に、播磨守様御立会被仰渡候間、此段御達申候、以上

慶応二寅年四月廿日

組合 世話番

組々世話懸 名主共

隠売女御制禁の趣は、前々より度々触申渡も有之候処、近来相弛み、匪妾目見え杯と唱、奉公人口入渡世のもの手引にて、密に及密通、又は月匪の名目にて忒、三人位つ、致客取、甚敷に至り候ては、地獄と唱へ全く一夜限りの客を取、売女同様の稼致し、女芸者の内にも茶屋・船宿等へ被招候節、猥に客と及密通、衣類・金銭等貰受候ものも有之哉に付、風俗にも抱り^(マ)以の外に、向後触申渡の趣堅く相守、右躰猥成義無之様*可致、右申渡の趣相背、身売に紛敷*及所業候もの於有之には、無用捨召捕、嚴重の御仕置可申付候間、心得違の義無之様可致

右の趣組々并番外迄不洩様早々申通、名主共支配限り耆人別に申聞、料理茶屋・水茶屋・船宿、奉公人口入渡世のもの別て蔽に申付、此者共義は組合内に不取締の義無之様精々心付、不相用もの有之候は、封書を以月番の番所へ可申立候、等閑に致し置、外より相聞候におゐては、急度沙汰可及

慶応二年四月十八日〜四月二十日

右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

慶応二寅年四月十八日 組々世話懸 耆人宛 受 印

組々世話懸 名主共

一、錦絵と唱、歌舞^(伎)岐役者・芸者等を一枚摺に致し候義、風俗に抱り候筋に付、以来開板は勿論、是迄仕入置候分共決て売買致間敷旨、其外絵及紙類無益の手数不相懸様、天保十三寅年申渡置候^(マ)処、近来歌舞^(伎)岐役者似顔絵開板致、其外高直の錦絵売出候由相聞、以の外の事に候、是迄仕入置候分*共*売買*人*差留、都て絵双*紙*類彩色摺方等手数相懸、高直に売買候義致間敷旨、名主共支配^(限力)際^(限力)り其筋渡世のもの共へ不洩様申聞、急度取締相立候様可致

右の通今日南

御番所へ被召出、被仰渡奉畏候、仍如件

寅*四月十八日* 組々世話懸 耆人つ、受 印

右の通、駿河守様於御白洲、播磨守様御立会被仰渡候

一、隠売女の義は、御支配限り店々不洩様被申聞、家主連判御取置、料理茶屋・水茶屋・船宿、奉公人口入渡世のもの共、別段耆人別に御申聞、受書御取置行届候段、御答書最寄拙者共方へ可被遣候、且此上不取締の義無之様精々御心付、不相用もの有之候は、拙者共方へ密々御申聞可被成候

慶応元年十二月十六日～五月十七日

一、錦絵の義は、右渡世筋のものより請印御取置可被成候

右御達申候、以上

寅四月廿日

組合 世話懸り

真鍮銭・銅小銭の義、歩増相成候処、素人共手馴不申意味合より自然^{ふやぶか}危踏、通用不宜風説相聞候に付、素人共無懸念通用可致旨、末々行届候様、先達て南北小口年番名主へ申論置候処、通用方不行届、今以素人共忌嫌通用不行届、世上一般歩増被 仰出候義に付、無滞通用可致条、町々家持・店借裏々召仕迄、老人別に不洩様可申聞候、若此上取引相断候者有之候は、其方共より名前可申立候

丑十二月十六日

右の通、組々世話懸へ町年寄にて被申渡候間、町中店連判取置候処、今以通用不宜、両替端銭へ真鍮銭・銅小銭取交候へは、買人外の銭を好み不受取趣、右の類は両替やより名前可申聞答の処、平常取引先の義遠慮いたし候、自今遣ひ馴不申義と相聞候、此上は無親疎両替屋より其支配へ申立候積に付、申出候は、買人へ御申論可被成、若右二た品の銭強て買受迷惑申之候ものは、町年寄へ御申立可被成候

但真鍮銭・銅小銭致両替候砌、両替屋にて打銭多分に受取候哉の趣も相聞候間、若両替屋共打銭多分に無之候ては、両替不致もの有之候は、其もの名前御双方隠密御廻り方へ御届け可被成候

寅四月

右御達申候、以上

寅五月朔日

組合 世話懸

小口 世話懸

申渡

四谷御門御堀内入隅より東の方、水草生立出洲埋の場所草取・掃除・浚に付、御堀端通へ揚土・諸色等差置候間、町役人共心得候様可致候

右の通り、其御筋より御達し御座候段被仰渡奉長候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

慶応二寅年五月十七日

四谷伝馬町巷丁目

月行事 市兵衛

同所塩町巷丁目

同 徳兵衛

右町

名主孫右衛門代 忠兵衛

麹町拾壹丁目

月行事 徳兵衛

名主与兵衛代 繁 蔵

天徳寺門前替地

月行事 清兵衛

名主 九左衛門

寅五月十日以来

紛失の品覚

一、刀 壱本

但長さ式尺五寸余、無銘

一、柄糸黒

一、目貫龍金減金

一、鮫黒縁赤銅七々子

一、頭鎗水牛

一、鐔木爪彫(瓜カ)両面鉄大形

一、鞘黒石打

一、切羽金減金

一、鉏右同断

一、下げ緒紺糸平打

メ

一、脇差 壱本

但身長壱尺余 無銘

一、柄糸茶

一、目貫花金減金

一、鮫白縁頭赤銅人物の彫

一、鐔赤銅彫両面

一、鞘青貝朱磨塗

一、切羽金減金

一、繩銀着せ

一、下緒茶糸平打

メ

右は北御番所様御懸り

五月廿一日御触出し 晦日返答

本文蜜々入念取調、似寄の品有無早々可被申出候

五月廿五日

即刻坂町へ継

覚

海外諸国へ、向後学科修業亦は商業のため相越心願の者、願出次第

御差免可相成候、尤礼の上、御免の印章可相渡候間、其者の名前を

如何様の手続を以、何々の儀にて、何の国へ罷越度等委細相認め、

陪臣は其主人、百性・町人は其所々奉行・御代官・領主・地頭より

其筋へ可申立候、若御免の印章なくして窃に相越候者も有之候は

、嚴重可申付候間、心得違無之様主人々々(よりカ)「(よりカ)」、亦は其所々奉

行・御代官・領主・地頭より、入念可被申聞候

右の通御書付出候間、町中不洩様可被相触候

四月八日

町年寄 役所

右の通御達に付、此段及通達候、以上

五月廿七日

名主

慶応二年四月八日〜五月二十七日

申渡

駒込片町

施高
一、金拾壹両

家持

金兵衛

家主

甚右衛門

金兵衛地借

五兵衛

清七地借

彦七

同

栄吉

家主

幸吉

同
一、金貳両貳分

同

作兵衛

家持

伊右衛門

同

長七

同
一、金貳両つゝ

同

新兵衛

五人組持地借

吉五郎

伊右衛門地借

治兵衛

其方共義、此節米価諸色高直にて、居町鳶人足又は其日暮難法のものへ白米・金子差遣候段、寄持(持)の義に付、一同誉置

右 町役人

右の通申渡間、其旨可存

寅五月

右の通南

御番所にて被仰渡候間、早々自身番屋へ張出候様可致候

前書の通被仰渡奉畏候、為御請御帳へ印形仕置候、以上

寅五月十六日

南北小口年番 神田多町貳丁目

名主 定五郎

外貳人

今般品川宿辺人家打毀し候処、先御府内穩には有之候へ共、聊成義

共、右様の変事有之候ては、以の外の義に付、御組合中申通、少々

にても御聞次第、拙者共内(ママ)の内へ早々可被申越候

右は格別の御沙汰に付、御達申候事

寅五月廿七日

北 三廻り

南北小口名主中

右の通北三御廻り方御談に付、御組合限り急速行届候様御取計可被

成候、万一右様の義風聞御聞込も有之候は、早々三御廻り方御筆

頭の内へ御届け可被成旨、是亦御談に付、此段御達申候、以上

五月廿九日

小口 世話懸り

南北小口年番 名主共

此程市中物騒敷候間、為取締の当春町々申合候通り相心得、名主共組合限り申合、鳶人足等召連支配の内見廻り、万一及徒党乱妨候も

の共有之候は、速に召捕可申、若手余り候は、疵付・打殺候共

不苦候、自身番屋の義も兼て申渡候通相心得

御進発御留守中にも有之候間、別て取締向嚴重に相心得、今般より

見廻り候様可致候、若申渡の趣等閑に相心得候ものは、急度可及沙汰候間、心得違無之様一同格別励み、鎮静方心掛候様可致候

右の通被仰渡奉畏候、組々番外并月行事持場所迄も不洩様、急度可申通旨被仰渡奉畏候、為後日仍如件

寅六月朔日

品川町

名主庄左衛門頼に付

幸町名主 次郎太郎

外老人

差上申御請書の事

一、此節市中騒敷候に付、万一異変有之候節、其町内に不限最寄町々にて及見聞次第、不取敢両御番所并市中取締御懸り方・三御廻り方御筆頭へ、町役人に不限居合候もの拍子木打継、速に御届け申上候様仕へく旨被仰渡奉畏候、依之御受書差上候処、仍如件

寅六月二日

小口年番 名主 受印

覚

此程米価・諸色高直に付、其日稼難渋のもの共へ、白米又は金銭等差出候もの有之候は、早々可被申出事

六月三日

名主

慶応二年五月二十六日〜六月三日

此程物騒敷に付、嚴重に被仰渡有之、右に付、徒党乱妨のもの捕押方、自身番屋勤方、当春の通り、人足召連名主見廻り等の手配申合の趣委細書取、早々差出候様可申通旨、南

御年番所にて佐久間弥太吉様被申渡候間、此段御達申候、以上

六月三日

南方小口 世話懸

令摺 一、白米千七百貳拾表程

但四斗入

同 一、玄米七千七百七拾表余

但四斗入

合九千四百九拾表

右は、今般町御念所念におゐて日々入札御払相成候処、春米屋并其筋渡世のものは相除、全く素人にて困窮のものは勿論、其余のもの共も御払相成候間、入札の上買請候積、町々不洩様早々御達相成候、老人式、三表位三表位より拾表拾表を限り、御払相成候間、其御心得にて望のもの共へ、来る七日雨天相除、町会所へ罷出候様御取計可被成候、右御懸り御役人中被申聞候間、此段御達申候、以上

白米の方、先へ御払相成、引続玄米御払の積御座候間、右の心得を以、小前のもの共申渡、罷出候様御取計可被成候、以上

五月廿六日

町会所 年番

右御達申候、春米屋共其筋のもの、素人の目名を借、罷出候様の義有之候ては不宜候間、此辺の義得と御心得、入札人は金子并印形持

慶応二年五月〜六月六日

参罷出候様御取計可被成候、以上

寅五月

組合 世話懸

右の通、御支配町々其日稼のものへ早々行届候様御申聞、騒立不申候様精々御申論、兼て人数入狂、去丑年御救を目当に御調置、御救銭御渡相成、速に御割渡可成候様御取計可被成候、右割合に付、悪評を受、後日御調等受候義有之候ては、恐入候義に付、入念御調相成候、此段御達申候、以上

六月六日

組合 世話懸

諸色高直に付、今般於町会所、三才迄の小兒相除、窮民男女共独身ものへ六百文、忒人暮以上は老人に付五百文つゝの割合を以、御救被下候に付、昨丑年差出し候人別帳の人数高を目当に致し、銭相場昨年の振合の通、渡世名の義不宜分は相除、其方共より当人共へ速に可相渡候、尤昨年に見合人数高増減可有之候間、厚く心を用ひ、深切に精々取調、相下け候人別帳へ増減認加へ、調印之之候上可相伺候

但人数相減、銭に致し余り候分は返納致し、不足の分は尚可相渡候に付、其段可申立候

米価・諸色格外高直に付、市中窮民共へ御救銭被下候御沙汰に付、人別御調可有之候処、火急の義、昨年御救米被下候節の人数高を目当にいたし、御支配限り御救銭御渡相成、過不足の義は跡にて被仰

立候へは、不足の分は御渡相成、過分は御返納の積に御心得可被成候、且渡世名目の義は、昨年の通り御心得、不相当の義無之様嚴重の御沙汰に付、御救日限の義は、今日より御渡相成候に付、其御支配向御達可申候、兼て御組合限り御達置可被成候、右御懸り御役人中被申聞候に付、及御達候、以上

寅六月四日

町会所 年 番

右の通被仰渡御救銭御渡被成、慥に奉請取候、以上

寅六月

何番組 何町 外何ヶ町
名主 誰 印

組々 世話懸り 名主共

此節市中物騒敷、町屋・見世等打毀候もの等有之節、右の噂等聞伝へ、其所へ多人数駈集り、或は往還人等立止り見物致し候趣相聞、不埒の事に候、人の難義をも不顧、見物罷出候もの、同様無用捨召捕、夫々嚴重の咎め可申付候、右の趣組々并番外迄早々申通、右鉢の義決て無之様、老人別に不洩様可申聞候

慶応二寅六月五日

組々世話懸 檜物町

名主 又右衛門

外忒人

右の通南於

御番所被仰渡候間、此段御達申候、且町々自身番屋へ張出し候義相

伺候処、伺の通り張出し、早々行届候様御沙汰御座候間、急速御取
計可被成候、以上

寅六月五日

小口 世話懸り

去月廿八日夜

紛失の品覚

一、拵付刀

長式尺式寸六分余

在銘相州秋廣

切羽表龍裏雲

鍔鉄丸形月に山水の彫金

銀四分象眼入

頭鉄椿の彫、金の布目象眼入

但在銘正阿弥正徳^(致)

目貫烏居桜赤銅銀色絵

切羽鍔金着せ鮫白

柄糸黒てせら糸

栗形鴉目銀

鞘黒漆うるみ豎筋塗

鯉口栗形鑢共角

下け緒茶糸

一、拵付脇差

長巻尺六寸余

無銘磨上げ物両面□極

鍔鉄梅枝金銀象眼入

縁鉄株彫金布に象眼入

切羽鍔金着せ

目貫鹿に金色絵

鮫白

柄糸てせら糸

栗形鴉銀

鞘黒漆うるみ豎筋塗

鑢栗形鯉口共角

下け緒茶糸

小柄鉄鈴焦金片へ象眼入

筭赤銅裏金ふくみ柑絞入地七々子

×

右の通り御触紛失返答、南

御番所様御懸りにて、館 御役所にて御達しに付、例の通取調、有

無共来廿日迄に無相違可申出候事

六月十四日

名主

南北小口年番 名主共

此程市中物騒敷候に付、為取締と当春町々申合の通相心得、組合限

慶応二年六月五日〜六月十五日

慶応二年六月十五日〜七月五日

申合、鳶人足召連御支配内見廻り、徒党及乱妨候もの有之候は、召捕、手余候は、疵付・打殺候共不苦候旨申渡置候処、最早物騒敷義も無之候間、都て御進発御留守中の通り相心得、見廻り方可致候、尤此上及乱妨候もの有之候は、右申渡の通り相心得、速に鎮靜可致候

右の通被仰渡奉畏候、組々番外月行事持場所共、不洩様早々可申繼旨被仰渡奉畏候、為後日仍如件

慶応二寅年六月十五日 南北 小口年番 品川町
名主 庄左衛門代 清兵衛

外十七人

右の通今日南於

御番所佐久間弥太吉様被仰渡候間、此段此段御達申候、且鳶人足召連廻り候義、今日限り見合候様、別段御達に付、此段御達し申候、以上

寅六月十五日

小口年番

今般長防御征伐に付、芸州表へ軍勢出張、米穀・諸色共扨底の趣に相聞候間、土地有余の分は可成丈彼地へ積送り、商人共へ相對を以売渡候様可致候

右の趣、中国・四国・西国・北国筋、御領は御代官、私領は領主・地頭へ、不洩様可被相触候

右の通去る二日於大坂表相触候間、得其意可被相触候

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

六月廿二日

町年寄 役所

右の通只今御達に付、此段及達候、以上

六月廿四日

名主

覚

一、今日池田播磨守殿御役御免被 仰付候に付、為相知候

一、今日井上信濃守殿町御奉行被 仰付候間、此旨町中不洩様早々

可相触候

寅六月廿九日

町年寄 役所

急達

歩兵千人程御抱入、拾七、八才より五拾歳位迄

老ヶ年御給金拾八両、御貸衣類并御賄被下候、壮健のもの見立

左の通可書上事

一、右望のもの有之候は、人別有無不抱申立候事

書上帳

一、生国何々

何町 誰店

誰

請人何町誰店誰

何才

一、同

何町 誰店 誰方同居

誰

請人同断

何才

一、生国何々

何町 誰地借 誰何々

誰

請人右同斷

何才

右の通老人別に取調可申

但右は下々御救一廉にも相成候義に付、名主共深切に世話致し取

調可申立旨御沙汰に候事

右は急御用筋に付、其町々家主中急寄合の上、御達の趣、地借・店借裏々迄深切に取調候様、南御番所御年番所におゐて、中田郷左衛門様・高橋吉右衛門様御立会にて被申渡候間、明朝四つ時迄有無取調可差出、且無之町々には、其段家主中連判にて、是亦同刻可申出候

寅七月五日

名主

硝石御自製場御建物其外不用の分、御払相成候間、市中望のものは、明後十九日四時、市谷加賀屋敷硝石仮会所へ罷出、右建物其外一覽の上、即日入札可致候
右の通、町中不残可相触候

七月十六日

町年番(寄力) 役 所

毛利大膳父子

御裁許背違およひ候に付、問*罪*の師被差向、此程御先手面々長防所々にて戦争有之候間、御府内におゐても非常異変等の義厚心掛け、市中取締向の義嚴重に相心得、自身番屋詰方、木戸メ切等、先達て相達申渡置候通り厚申合、町役人共支配内繁々見廻り、心付候

慶応二年七月五日〜七月十九日

様可致候、且町人共義も当節柄相弁、驕奢ケ間敷義は勿論、無益の失費無之様万事相慎、一同家業向無油断出情可致事

寅七月

右の通り、町中不洩様可触知もの也

右の通被仰出候間、町中不洩様入念早々可相触候

七月十六日

町年寄 役 所

四谷御屯所諸入用未だ御下け不相成候間、小間に付立替、追て御下けの節は、割戻可申答にて、拾四番組・拾五番組・弍拾番組割合の内

四谷分引受高

一、九百五拾九匁八分三厘四毛

但壱小間に付、銀壱匁集め

惣小間 九百五拾九間四尺九寸八分

内

伝壱九十九間
一、銀九拾壱匁

伝 壱

七十七間
一、同七拾七匁

新 壱

百四十三間半
一、同百四匁五分

伝 弍

百四十九間半
一、同百四十九匁五分

伝 三

慶応二年七月十八日、七月十九日

百四十三間老尺九寸八分
一、同百四十三匁三分三厘四毛 塩 巻

一、同百拾老匁 塩 忒

一、同百六拾四匁 塩 三

百十五間三分五厘
一、同八十匁五分 仲 町

右は先達て麴町・四谷分立替の外入用、先月分割合甲乙相附、相達候間、其町々出銀分、明後廿一日朝五つ時迄に、孫右衛門方へ通年番町にて取集、可差出候事

寅七月十九日

名主

組々 世話懸 名主共

今般長防為御征伐と、追々御先手御討入相成候に付、市中取締向町触差出候間、右触面の趣相心得、其方共にも組合限り厚申談、取締行届候様可致、且是迄自身番屋詰方に付、店番人其外名前而已にて、無益の入用相懸り候向も有之趣相聞候間、先前の仕来に不抱、諸雜費相省、実備行届候様可致、勿論市中商人共警衛筋の義は、猶申渡にても可有之事

右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

寅七月十八日

新革屋町 名主 定次郎

外拾九人

右の通駿河守様於

御白洲、信濃守様御立会被 仰渡候

今日被仰渡候自身番屋詰方の義、御組合限り厚く被仰合、番役勤方御見込諸雜費省方等、御同役限り御勘弁の上、委細半紙立帳御書取、来る廿三日朝五つ時、本町亀の尾へ御持寄可被成候事

七月十八日

小口 世話懸り

差上申御請書の事

兵歩御雇入に可相成もの名前、当月八日書上候分式百廿七人、銘々請人同道、老組限り名主共の内老人、来る廿一日西御丸下歩兵屯所へ召連可罷出旨被仰渡奉畏候、尤御給金の義は、老ヶ年金式拾両に御取極、内拾五両は当人へ御渡、金式兩は請人へ御渡、金三兩つ、身分相付候ため御積金被下置候間、当人共へ可申聞旨被仰渡奉畏候、為後日如件

五ヶ年の内御暇相成候分は、金三兩不被下旨被 仰渡奉畏候

寅七月十八日

新革屋町 名主 定次郎

外十九人

右の通御請書差上候間、右日限朝五つ時御組合限り御引纏め、南伝馬町三丁目若松と申水茶屋へ御召連可被成候、一同相揃候上、屯所へ罷越候様可仕候、若又差支筋等有之ものは、明十九日昼時迄に南御年番所へ可被仰立候、此段御打合申上候、以上

寅七月十八日

小口 世話懸り

右御達申候、以上

七月十八日

組合 世話懸り

当月八日・廿日両度に書上候歩兵御抱入可相成者、老人毎に請人有之候ては、多人数相成御不弁に付、右の分人宿年行事共方へ下請人に相成、右人宿共手に付差出候様、中田郷左衛門殿今日被仰渡候、右は人宿寄子に相成候姿に付、御支配限り老人別に御尋存意も無之候は、右御返答来廿六日昼時、南

御番所へ御持寄可被成候、尤存寄有無共否哉御取調、老組老人つ、御出勤可被成候、尤其上年行事共へ引合向の義は、御達可申候、此段御達申候、以上

但御給金の内老両は毎月御渡、益暮は式両式分つ、御渡、三両は御積置、老両は人宿年行事へ、老両は下請人に被下候積に付、其段も当人へ得と御申聞可被成、以上

寅七月廿三日

小口 世話懸

町々自身番屋有之場所絵図面、半紙片面へ老々所宛の積り御認め、尤自身番屋並候場所は御認込に宜敷、組合自身番屋は組合町銘御認め可被成候

一、右自身番屋へ相話候家主・人足・番人等、人数御認め可被成候右の通り御組合限り合冊にて可被差出旨、南

御番所にて佐久間弥太吉殿被申渡候間、来廿六日迄御封書にて当所

慶応二年七月十八日〜七月二十三日

へ可被差出候

寅七月廿三日

小口 世話懸



町火消人足共内、七百人御雇入、芸州表へ被差遣候に付、組々談判の上可否可申立旨、南

御番所御年番所にて被 仰渡、尤老人に付銀廿五匁つ、被下候積に付、右の段老、式番組頭取共へ御沙汰に付、此もの共より外組々へは及談候積に付、兼て其段人足共へ御申渡置可被成候、且又右否哉来廿五日、数寄屋橋御門外浮橋へ相揃、申立候筈に付、其筋は大組にて御惣代御出勤可被成候、此段御達申候、以上

寅七月廿三日

小口 世話懸

定例窮民御救願の義、是迄店主不相煩候は、何様困窮致候共、御救は不被下事に、いつとなく町役人相心得、不申立様相成候へ共、

一、躰右様の御趣意には無之、既に御当所起立の節、寛政四子年窮民御救の義に付被仰渡、肝煎名主共より相伺候御下知の趣も有之候処、年曆相立候に付、自然町役人共も致忘失候も可有之、且近来店主不相煩、家族の内相煩、御救被下候例も有之候間、右躰のものは町役人深切に世話致し、取調可申立候様、猶今般改め、組々名主共へ相達度旨相伺候処、伺の通可相心得旨、御懸り御役人中被仰聞候間、別紙廉書、寛政度被仰渡伺御下知書共相添、此段御達申候、御組合限り御通達早々可被成候、左の廉書に相当候窮民、飢にも可及程のものは、其訳委細に取調、御組合世話懸御加印にて御申立可被成候、此段御達申候、以上

寅七月

町会所 年番

是迄店主不相煩御救被下候例書

一、店主不相煩家族御吟味中に付、引除御救被下候事

但家族の内老人、忝人相煩、老人疵受御預け相成、店主稼不相成

候もの

一、妻子共長病・長煩・死去に付、無病の店主御救被下候事

一、店主家族無差別老人煩、定例御救被下候事

但看病人無之、稼難相成もの類

一、店主家族共不相煩候共、無余義筋のものへ御救被下候事

但店主の妻病死後、幼年のもの共之、難手馴稼不相成候に

付、御救被下候

一、店主不相煩、当歳の悴有之、御救被下候事

但妻病死後、当才の悴老人難養候もの

一、店主・家族共不相煩候へ共、同居相煩候に付、御救被下候事

但店主極老衰・幼年ものにて、同居人相煩、稼も出来不申もの

一、店主不相煩候へ共、同居人病死御救被下候事

但店主渡世も難成程の片輪にて、同居人差置候処病死致候類

一、店主不相煩、妻子不相煩、御救被下候事

但店主片輪にて稼も不相成、家族一同相煩候類

一、店主不相煩、家族三人の内、母病死に付、御救被下候事

但右廉書の外、品替り罪迄致し被仰立方未決の分は、御調書に

て御伺可被成候

寅七月

窮民被仰渡書

惣町々 名主共へ

家主共へ

一、七拾歳位より以上にて、夫并に妻に別れ、手足の働も不自由に

て、養わるへき子供無之、可見継遣ものもなく、飢にも可及も

の

一、拾才位より以下にて、父母に別れ、見継可遣ものも無之類

一、年若に候共、貧賤成もの、長病にて見継可遣ものも無之、飢に

も可及類

右の条々類は、町役人得と糺候て、向柳原初蔵会所へ其町々名主印

形書付を以、家主共より可申出候、去年触置候通り、町々積金の内にて、右の通実々難儀成もの共へ御手当可渡遣候

右の趣、町々名主・家主共へ不洩様可申通候

右は寛政四子年五月廿一日、土佐守様御番所月番肝煎名主へ被仰渡候

前書の通今般被仰出候に付、町々肝煎名主共へ存知寄書付を以、相候候書面左の通り

乍恐以書付奉候候

一、七拾歳位より以上にて、夫并妻に別れ、手足の働きも不自由に、養わるへき子も無之、見継可遣ものもなく、飢にも可及もの

一、拾歳位より以下にて、父母に別れ、見継可遣もの無之類
右書付類のものへ、懇意の好身而已にて店受人に相立候処、引取厄介致候類は可申上哉に奉存候

御下知

書面の通致世話可遣親類も無之、店請人懇意の好身を以引取、厄介致置、其身も困窮に至候は、可申立、警親類にて引取置候共、至て困窮ものには候は、是も是又其時宜に寄、糺の上可申立候
一、年若にて親・妻子有之もの内にも、長病にて、其上親・妻子の内にも相煩候もの、稼も相成不申、飢にも可及もの

御下知

書面の稼可致当人長病に候^(はカ)、申立候義勿論の事に候、当人達

慶応二年五月〜七月二十日

者にて親・妻子の内病人有之候分は、糺の内其時宜に寄可申立候
一、七拾才位より以上にて、夫并妻に別れ、悴有之候へ共、其悴も病身にて、親の養育も相成兼、飢にも可及もの

右のもの共、近き統のもの有之候へ共、其者迎も貧窮にて見継可遣もの無之候に付、右躰難儀におよひ候類、其外右に似寄候類有之候は、申上候様可仕哉奉候候、以上

子五月

御下知

書面の悴は有之候へ共、親の養育も成兼候程の病氣にて、書面の通に候は、可申立候、右は実々病氣にて養兼候もの、事に候、平常稼方無情にて養育成兼候者抔を、病氣の趣に申立候義は勿論有之間敷、右様のものは町役人共申合、篤と教諭も可致遣事に候、此ヶ条紛敷義無之様名主共能々相糺可申立候

近統のもの貧賤にて、見継可遣もの無之と申義は、其者迎も御救可申出程の貧窮にて、実々可見継様にも無之、前ヶ条の通に候は、可申出候、不実の取計にて、右躰に致なさる様に可相糺候、其外右に似寄候と申文言は、振合に違ひ候迎も、趣意同様候は、申立に候哉、何れにも町役人共申合、実意を以相糺、下知札の趣意に相当候ものは、品違に候共可申出候
右の通御達相成候間、為心得相達申候、以上

寅七月廿日

名主

七月朔日より同廿八日迄御別手組屯所諸人用左の通

一、金壹両三分 錢貳百八文 筆墨代

一、同拾兩壹分一朱と貳百廿四文 蠟燭代

一、同三兩貳分 貳百文 水油代

一、同八兩壹分 百八十文 焚炭代

一、同五兩貳分 煎茶代

一、同五兩一朱と三百十六文 荒物其外御用状使

一、同三分 轡損料七月分

一、金拾六兩壹朱と貳百五十六文 同役并手人支度

一、同五拾貳兩壹分三朱と百廿四文 小吏^(使)五人、雇上げ、行事飯料

共

一、金百三兩壹分一朱と貳百四十文

一、金廿七兩 七百四十壹文 御別手方其外轡其外夜具損料

七月朔日より廿八日迄

一、金四十貳兩 大泉席料

但一日金壹兩貳分つ、

同 十九日迄 上州屋同断

一、金拾四兩壹分

但一日三分つ、

同 廿八日迄 御廻り方向役詰所席料

一、金七兩也 但一日壹分つ、

一、金九拾兩壹分 七百四十壹文

式た口一、金百九拾四兩三朱と百三拾六文

此銀拾壹貫六百五十貳匁四分六厘

右を三組小間に割合

別紙の通り

寅七月分

三組惣小間

一、銀七貫四百八拾七匁四分八厘

一、銀七貫四百八拾五匁

一、銀七貫四百八拾五匁

拾五番組小間高

一、銀七貫四百八拾五匁

一、銀七貫四百八拾七匁四分八厘

内銀百廿三匁四分貳厘

右は先分先月分勘定の過^(マ)の分、壹厘貳毛預り分

差引一、銀七貫三百六拾四匁〇六厘

一、銀七貫三百六拾四匁〇六厘

拾四番組小間高

一、三千四百七拾九間

一、三千四百七拾九間

此銀貳貫五百〇七匁七分四厘四毛

貳拾番組小間高

一、貳千貳百五拾間

此銀壹貫六百三拾貳匁

右の通七月分相懸候間、来る十日迄御支配御取集め御持寄可被成候、以上

寅八月朔日

三組 世話懸

申渡

駿河守殿御不快御引込に付、今日より

信濃守殿御月番御心得被成候事

右組々早々可申継候、以上

七月廿九日

南北小口 年番 品川町

名主 庄左衛門

南北小口 年番 名主共

近来御用多の処、追々短日にも相成候間、以来公事訴訟等登城前に承り候間、公事合のもの并訴訟申出候者とも、朝五つ半前に町役人一同相揃可申、且訴訟差出の義は、前日昼四つ時迄に持参可致但都て呼出のもの共、差紙遅滞なく可罷出事

慶応二年七月二十九日〜八月七日

右の趣町中不洩様、私共より早々可申通旨被 仰渡奉畏候、仍如件

寅八月二日

坂本町 名主 新 助

品川町 同 庄左衛門

右の通北 御番所にて被仰渡候趣達来候間、御組合限り、例の通早々御通達可被成候、以上

慶応二寅年八月四日

神田 年番

覚

一、今日山口駿河守殿御役替被仰付候間、為相知候

一、今日有馬阿波守殿町 御奉行被仰付候、此旨町中不殘可相触候

八月五日

町年寄 役所

覚

水戸殿・松平肥後守殿精鉄四文銭吹立中、出格の訳を以御当地限り

通用御差許相成候間、有来通用銭取交無差支可致候

右の通従町

御奉行所被 仰渡候間、町中不洩様人念早々可申通

前書の趣被 仰渡奉畏候、以上

慶応二寅年八月四日

南北小口 年番 受 印

覚

来る十二日より十四日迄、於 増上寺御法事有之候事、町中例の通

慶応二年八月七日〜八月二十四日

可被相触候

寅八月七日

町年寄 役 所

寅 蔵
外六人

覚

明後十六日より南御奉行訴訟公事被成御聞候間、山口駿河守殿掛りの分は南御番所へ可罷出候、此旨町中不殘可相触候

八月十四日

町年寄 役 所

世話懸 名主共

右相達申候、以上

八月十五日

名 主

申 渡

市中大道 春屋共

御春屋直役人足増賃錢の義、当七月分より不及差出候

小 口 世話懸 名主共

右御春屋直役増賃錢の義は、当七月分より差出不及旨申渡候間、其

旨相心得可申候

右は町

御奉行所御差図を以申渡、右の通被仰渡奉畏候、為後日御帳印形仕

置候、以上

寅八月廿一日

市中大道 春屋廿壹組 惣 代

壹 番組行事

小網町三丁目 清兵衛地借

右の通樽俊之助殿被申渡候間、此段御達申候、以上

寅八月廿二日

新革屋町

名 主 定次郎

米価格外高直に相成、下賤のもの別て可及窮迫候、因て町会所固穀

市中春米屋共へ下け渡し、白米に春立、当分の内錢百文に付式合五

勺の割を以、為売渡候筈に候間、其旨相心得、名主・家主共厚く世

話致し、正人別相糺、事実極貧にて難給続者相撰、鑑札引替為売払

可申候、尤米屋共におゐても鑑札無之ものへ売渡候義は決て致間

敷、委細の義は町会所より可及差図、其旨可存

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

八月廿四日

大伝馬町

名 主 勘ヶ由

外三人

右の趣今日北御番所於 御白洲被 仰渡候間、早々太筆に相認、町

々自身番屋へ張出の義、今晚中行届候様可及通達旨御沙汰有之候、

且右に付、被仰諭有之候間、御打合仕度、明廿五日朝五つ時、本町

三丁目龜の尾五兵衛方へ、壹組御壱人つ、御寄合可被成候、以上

八月廿四日

小 口 世話懸

公方様薨御に付、今日より普請并鳴物停止事

申渡

町中表の義は、銘々相鎮(慎之)のため見世戸を引寄、又は簾等を下げ候義、両様の内前々の通可致事

前書の通り早々一同可申通、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

寅八月廿六日

南北小口年番 品川町

名主 庄左衛門

外三人

右の通り相達候間、其町々今晚中に行届き候様早々可被相触事

八月廿六日

名主

申渡

組々年番 名主共

兼て被 仰出候通り

一つ橋中納言様御相統被遊、去る廿日より

上様と可奉称旨、於

大坂表に被 仰出候

右の通従 御奉行所被仰渡候間、早々可申継候

八月廿六日

右の通今日樽俊之助殿被申渡候間、此段御達申候、以上

寅八月廿六日

組合年番

慶応二年八月二十六日

覚

公方様去る廿日於大坂表

薨御被遊候間、町中物静に仕、火の元等入念候様、借屋・店借裏々迄急度相守候様可申付候

右の通従 町御奉行所被仰渡候間、町中早々相触、火の元入念可申付候

付候

寅八月廿六日

町年寄 役所

覚

一、町中鳴物等并作事は、此方より致左右候迄可相止候

一、自然悪事仕候もの於有之には、見出し聞出し次第、早々両御番所へ可申来事

所へ可申来事

一、喧嘩口論無之様仕り可申候、若右様の義出来候は、名主・月

行事・近所のもの早々出合、取扱可致候事

一、火の用心の義、入念危末無之様可申付事

一、家持・同召仕并店借・裏屋のもの迄も、此節用事無之て他所へ

出間敷事

右の通堅相守、若於相背には、曲事可申付候もの也

右の通、町御奉行所より被仰出候間、町中不洩様早々早々可相触候

寅八月廿六日

町年寄 役所

慶応二年八月二十六日、八月二十七日

覚

町中、中番御定の通り今日より差置、夜中木戸ノ切前々の通り可致候、尤表の間数に應し、手桶に水を入、出し置可申候、重て御赦免有之候迄は、右の通相守、少も油断有間敷候

寅八月

右の通従 町御奉行所被 仰出候間、町中不洩様早々可相触候

寅八月廿六日

町年寄 役 所

右の通相達申候、以上

寅八月廿七日

名 主

米価高直にて下賤のもの可及窮迫に付、町会所御困穀市中春米屋へ御下け渡、当分の内百文に付式合五勺の割を以、売捌候様 御仁恵被仰渡、因て窮民調方其外心得方廉々左に

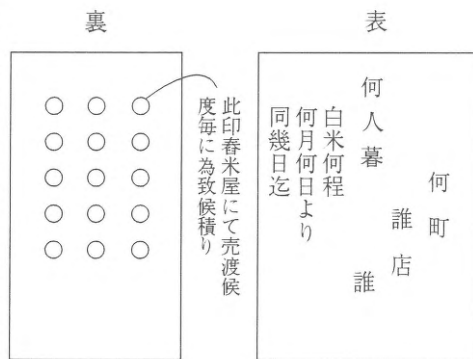
一、是迄町会所臨時御救被下置候御振合にて取調候ては、今般極貧にて難給続者相撰みと申御趣意に相振候間、町会所へ定例相願候程のものを目当に致し、支配名主・組合名主申合立会、見分致し、其日稼の内、給続兼候もの而已人別書上候積

但三才以下のもの人数相除、支配境・組合境入合の場所は、

双方名主立会見分致し候積

一、窮民人別の義、調方成丈^{トリビキ}取急、来月五日迄書上げ候筈、其後無余儀相増候もの有之候は、人別取調猶申上候積
但人別帳名主支配限りに致し、一組限り一と纏に致し可差上

一、窮民人別に應し、支配名主押切印鑑、西の内八つ切に致し、老軒分老枚つ、相渡候積



此切手十五日目春米屋へ引留、支配名主へ為差出、替切手猶又当人へ相渡候積

人別調出来、人数高相分次第申上、御差図受、町会所にて*俵*数春米屋へ御下け渡相成候積

但春減の義は老割、運賃は御仁恵筋の義に付、春米屋御奉公無代にて取賄候積

右人別取調其外の義に付、窮民共へ聊入用等相懸け申間敷候
右差向候廉々奉候、以上

八月

組々世話懸 名主共

今般窮民為御救、百文に付、白米貳合五勺売の御仕法被仰渡候、一

躰当御時節、格外の御用途有之候御折柄に候へ共、下々御憐愍の御

沙汰被成下置、御仁恵一同難有可奉存候は勿論に有之、然る処、上

方并西国筋の人民に競候ては、御当地にては安穩に渡世仕候は僥倖＊＊＊きようこう＊＊＊

莫太ママの事に付、市中身柄相応のものは身上に応し、貳合五勺売被成

下置候、御足し金・米買付のため十分の出金致候ても可然、窮民救

筋行届き候へは、市中平穩にて、町人身分相応の御奉公筋にも相成

候間、町役人共厚世話可致、尤右金子差向為差出候には不及、金高

書付にて申上候へは、追て御沙汰も可有之、是等の事柄町役人の実

意不実意にて論方法、受方にも抱ママり候間、得と可申合旨、今日御白

洲におゐて厚御教諭被成下置候間、月行事持場所并若年又は病氣等

にて、自身談し方届兼候向は、世話懸り立合、町々家主の内老分の

もの又は身柄のものへ直談致し、何れにも

御慈悲行届候様可取扱候積

但来月二日窮民人数持寄の節、本文の模様も可打合積

右の通り申合可仕と奉存候、相振候義有之候ては奉恐入候間、御伺

奉申上候、以上

寅八月廿六日

組々世話懸 名主共

雛形

極貧の者名前書上

何番組

何町

名主誰支配

何町誰店

一、何人暮

何稼 誰

寅 何才

妻 誰

悴 誰

娘 誰

同町誰店

一、何人暮

何稼 誰

寅 何才

妻 誰

父 誰

母 誰

同町誰店

一、独身

何稼 誰

寅 何才

メ何人

何町誰店

一、何人暮

何稼 誰

寅 何才

慶応二年八月二十六日〜八月二十七日

妻 誰
梓 誰
娘 誰

何ヶ町

何人

右は私支配極貧のもの人別取調申上候、以上

慶応二年九月

右町々 名主 誰 印

右は昨廿六日北

御番所へ組々世話懸り一同被 召出、於

御白洲窮民御救筋厚御教諭被為在候に付、調方相伺候間、区々に不

相成様御心得可被成候、其日稼のもの人別取調方の義は、全く*給

*続兼候極貧のもの相撰、縦令は不相煩候共、御救願可遣程のもの

而已書上候御趣意に御座候間、家主共心得違の義無之様、精々御念

入御調、御支配限り雛形の通書上げ帳、来月二日朝五つ時、無相違

当所へ御持寄可被成候

一、窮民救筋出金の義は、御支配限り有志のものへ厚御申諭、名

前・金高同日御持寄可被成候

右廉々御達申候、以上

八月廿七日

組合 世話懸

昨日雛形を以御達申候窮民正人別調方の義、猶御内慮相伺候処、米
売出し方遅々致候ては不宜候間、市中の内窮民寄の場所、差向志組

の内より抜出し、早々人数可書出様御沙汰に付、来月朔日当所へ人

別御持寄可被成候、其余は御打合の通り、来月五日御持寄の積り

但今般伺候人別調方窮屈に付、猶弛方の義は再伺候積に御座候

右の通に付、御組合内何町最寄何町程、御調懸りと申義、御認め被

下度申上候様可仕候

寅八月廿七日

小口 世話懸

右再応御達申候、以上

八月廿七日

組合 世話懸

今般火附盜賊御改め御廃止相成候に付ては、寛政度組々名主へ御渡

相成候町々質屋帳面、御加役方御組の衆御改の節引合、御鑑札取集

め、返上可仕哉、此段奉伺候、以上

寅八月

小口年番 名主共

右の通北

御番所へ相伺候処、伺の通相心得可申旨被 仰渡、御組合限り御取

集め、札数書相添、来る廿七日昼九つ時、北 御腰懸へ御持寄可被

成候、此段御達申候、以上

寅八月廿三日

小口年番 世話懸り

右御達申候、以上

八月廿七日

組合 年番 世話番

世話番

花山院前右府薨去に付、今日より三日の内、鳴物停止に候、尤遠方の向は承り候日より書面の通可為候

但鳴物停止中には候へ共、右の通可被心得候

右の通可被相触候

八月

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

寅八月廿八日

町年寄 役 所

右の通相達申候間、入念早々可相触候、以上

八月廿九日

名 主

町々心得方申合
先例申上候書付

小口年番 名主共

公方様薨御被遊候に付、町々表店のもの銘々相鎮候^(慎力)ため、見世戸を引寄又は簾を下け候義、両様の内、前々の通可致旨被 仰渡有之候に付

申 合

一、昼夜名主最寄申合、両三人つ、時々見廻り可申事

一、夜番・中番致候義、町中場所見計箱番屋差置、月行事火の番は

勿論、其外申合相詰可申

但箱番屋是迄無之町々、俄に差支候向は、表店の内、見世脇等借受、中番相勤候様可致候、小町にて家主両三人にて人少の場所、月行事火の番替等差支、中番難差置町々は、時々猶更見廻り可申

一、町々往還木戸夜六つ時限りメ切り、潜り戸紐付置、往還人送り拍子木打可申

一、諸商売の義、追て御沙汰有之候迄相鎮^(慎力)可申

一、肴・青物・古着類其外都て市場の義、是又商売御免の御沙汰有之候迄相鎮^(慎力)可申

一、自身番屋にて碁・将棋等致間敷候、并酒給候義は勿論、高声にて嘶等致間敷、町役人の外寄合申間敷候事

一、昼夜月行事火の番は勿論、其外申合、裏々迄時々見廻り可申

一、路次暮六つ時限りメ切可申

但昼の内も潜戸より出這入致し、戸無之分は建寄置可申、通抜の路次昼も一方メ切可申

一、往還へ人集、物騒敷義無之様可致

裏店の分、銘々家前へ手桶に水を入差出可申

但裏明地有之分は、是又其処へ水溜置可差出置候

一、家根上天水桶水不絶様可致

但御出棺御道筋町々の義は、御前日より家根上天水桶取片付置申へく候

一、御用品下職^(ツヤ)致候ものも可有之、其近辺のの者心得違等有之候て

慶応二年八月二十六日〜八月二十九日

慶応二年八月二十六日、八月晦日

は不宜候間、御用品取扱候者有之候は、其町々町役人より町年寄衆へ御届可申上事

右は南北小口年番申合、組々名主共申合、相達候義に御座候間、此段御伺申上候、以上

寅八月

南北小口年番 名主共

右の通樽俊之助殿へ申立候処、伺の通可取計旨被申渡候間、此段御達申候、以上

八月廿六日

小口年番

町中諸商売湯風呂焚候義并漁獵肴問屋共、明朝より渡世致候様被

仰出候間、得其意、諸事穩便に商売等可仕候、湯屋・風呂屋火の元弥入念可申付候、乍去葉見世にて口上申、人集候義は無用に仕、

随分物靜に商売可致候、此旨不殘早々可相触候

寅八月

右の通從 町御奉行所被仰渡候間、町中入念早々可相触候

八月晦日

町年寄 役所

町々火の元の義は、前々御触の通可被相心得候事

寅八月晦日

名主

町中商売并湯風呂焚候義、明朝日より商売致候様被仰付候に付

申合

町々表店の戸をさし置罷在候処、商売御免の御触有之候に付、先格の通り戸を明け、穩便に商売可致

湯屋・風呂屋朝五つ時より火焚、夕七つ時限り仕舞可申

一、温鈍・蕎麦屋の義、朝五つ時後火焚、夜五つ時限り仕舞可申

一、菓子屋・豆腐屋・味噌屋・鍛冶職惣て火焚候類、朝五つ時より

夕七つ時限り仕舞可申

但御屋敷御手支不相成様可致、尤夜中焚候は、家主附添、火

の元入念可申

一、講釈・昔噺の類、惣て人集いたし候義無用可致

商人共仲間商舛の義に付、無余義打寄談合可致義有之候は、

穩便に談合、物噪敷無之様可致

一、夜商売の類、当分不罷出候様可致

一、店前に火鉢等差出置、致商売義仕間敷候

一、見世先へ大勢寄集、噪敷等相慎可申

一、手習師匠の義、最早稽古為致候ても可然、尤相慎物靜にいた

し、声高に手本杯為誂候義不仕

一、夜分は、往來の節、小唄・浄瑠璃等唄ひ歩行候義無用可致

右の外去る廿六日申合置候通、弥以相守可申

右は南北小口年番申合、名主共へ相達候義に御座候、此段申上候、

以上

八月晦日

南北小口年番 名主共

右の通樽俊之助殿へ申立、御伺済相成候間、此段御達申候、以上

八月晦日

南北小口年番

公方様薨御被遊候に付、先格の通、而 御番所御広間へ、名主共恐
謁罷出候義、安政五年年の通日割仕

九月二日 壹・貳・四・五・六・七・八・九・十 番組

同 三日 三・十二・拾三・十六・十七・十八 番組

同 四日 九・十四・拾五・十九・貳十 番組

右日割の通罷出候様仕度、此段申上候、以上

九月朔日 南北小口 世話懸 名主

右御達申上候、以上

九月三日 組合 世話懸り

御尊骸只今品川へ

御着船、今朝浜御庭へ

御上陸、即日西丸へ

御着棺被遊候間、此段早々向々へ可被達候

九月六日

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

寅九月六日 町年寄 役所

町火消

壹番組

貳番組

三番組

五番組

六番組

八番組

九番組

拾番組

深川南組

本所中組
深川

本所北組

右組々 月行事

名主共

右火消勤方の義、享保十五戌年相触候定例の通、出火有之候は、
其組合風上式丁、左右風脇式丁つゝ、右町々人足共は勿論、場所隔
り候共、其組小組合の分は早速欠付消防、其余の組合は火元へ不駈
集、朱引境に相詰候処、追々致流幣(幣カ)、当時は一般に朱引境を出越
し、役人差図を不待、消防に相掛り候義有之哉に相聞、右様にて
は、万一人足出払候跡にて出火有之節は、消防方手後れに相成候
間、向後前々申渡候趣堅く相守り、出火有之候場所の小組合壹組の
外は、朱引境に相詰居、役人差図無之内は、決して出越申間敷候
右の通申渡候間、家主并に人足共へ壹人別に得と申聞置、不取締の
義無之様、精々世話致べく

慶応二年九月朔日〜九月六日

慶応二年九月三日〜九月十二日

右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

寅九月三日

右組々 頭 取

月行事

名主一同

請印

右の通南

有馬阿波守様於

御白洲に被仰渡候間、此段御達申候

寅九月五日

組合 世話番

去る三日以来

紛失の品覚

一、刀 銅金小縁太刀作

身備前国祐定銘有之

但摺上げ、長さ貳尺貳寸五分程

柄下鮫白

目貫四分一獅子

柄糸胴比 本のま、

鍔鉄木爪菊(瓜カ)の彫有之

鞘黒革着せ

下け緒花色

南御番所様御掛り

九月十二日 触

十九日 返答

寅八月廿九日已来

紛失の品覚

一、脇差

身長壹尺六寸

鍔鉄武者の彫

縁頭四分一石目

目貫武者

柄鉄色草卷(華カ)

鞘青貝虫喰塗

小柄赤銅斜子金銀色絵竹の彫

右は南

御番所様御懸り

九月十二日 触

九月十八日 返答

右の通取調、返答の義は前日迄に可被申聞候事

九月十二日

覚

普請は九月七日より

御赦免に相成候間、町中不残可被触候、鳴物の儀は所作仕候もの計
追て御差免可相成処、諸式高直の折柄にも有之、下々可為難儀候
間、九月廿日より可差免候

町中、中番屋来る廿日より御赦免相成候間、最早其儀に不及候、尤
火の用心は堅相守可申候

右の通、町 御奉行所より被 仰渡候間、町中不残早々可相触候

九月十二日

町年寄 役 所

右の通相達候、以上

九月十三日

名 主

申 渡

御出棺の節、御道筋不陸等手入致し、其外取締等可致候

御道筋

坂下御門より松平下総守屋敷脇前、馬場先御門外右へ、御堀端通り

左へ、松平因幡守屋敷脇、松平阿波守屋敷前右へ、数奇屋橋御門外

左へ、元数奇屋町四丁目、尾張町老丁目、竹川町通、新橋芝口老丁

目、源助町通り、浜松町・増上寺ゾウジ前堂

右の通被仰渡奉畏候、且御道筋町々、御道筋に相洩候分は勿論、御

見通町々等、私共より早々可申通候、右急速組々可申通候

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

慶応二年九月十二日〜九月十八日

寅九月十五日

組合 年 番

申 渡

世話懸 名主共

貧窮の者御救のため、神田佐久間町広場へ小屋取建、朝夕賄の義は
町会所より被下候間、小屋入中男女の別を正敷、銘々謹慎致し、口
論ヶ間敷義は決て致間敷、尤此度の義は、前々凶年・大火・悪病流
行等の節は、御救被下候義とは訊違ひ、諸物価高直に付、及貧窮、
給統兼候者共御救被遣候御趣意に付、小屋入相願候もの共、小屋取
建候節、銘々仕覚候職業有之ものは勿論、手業等無之ものにも場
所へ罷出、竹木持運の手伝等可致、且病者類は、小屋脇へ別段養生
所取建、医師見廻り、服薬等をも被下候間、父母妻子身寄のもの
共、小屋内より相通ひ、介抱等勝手次第可致筈、小屋入日限等の義
は追て沙汰可及候間

右の趣其方共より不洩様早々可申通

但小屋入相願候もの共、取計方の義は、天保七申年の通可相心得
候

右の通北於

御番所に被仰渡候

慶応二寅年九月十八日

右 御説得の趣、地借・店借難決のもの共へ被申聞、取統兼候もの
共は、今晚中にも取懸り、取調出来次第、早刻可申立旨被仰渡候

慶応二年九月十八日

間、呉々人氣騒立不申候様、家主衆の内、重立候ものへ申談置候通り、弥申付方厳重行届候様可被取計候、且御扱(致力)の義は、病人には養生所取建、御業等も被下候間、際立行届候様可被取計候、以上

九月十八日

名主

鳴物の義は、所作に致候者は追て御差免可相成処、諸色高直の折柄、下々難儀可致候間、来る廿日より御免の御触有之候に付、所作に渡世に致候ものの外、都て鳴物相用候義為相鎮(慎力)可申

但未た 御出棺も不被為 濟候間、御前日・御当日は、渡世に致候ものも為相鎮(慎力)可申候

右の通樽俊之助殿へ相伺候処、伺の通り可被申渡候間、此段御達申候、以上

寅九月十八日

小口年 番

世話懸り

(裏表紙)

塩町壺丁目